

藤井寺市公共下水道事業 経営戦略

平成 31 年 3 月

藤井寺市都市整備部
下水道総務課

目次

1 経営戦略策定の趣旨	1-1
1. 1 経営戦略の目的	1-1
1. 2 経営戦略の位置づけ	1-2
1. 3 経営戦略の計画期間	1-3
2 下水道事業の現状と課題	2-1
2. 1 下水道の役割	2-1
(1) 汚水の排除（生活環境の改善）	2-1
(2) 雨水の排除（浸水の防除）	2-1
(3) 公共用水域の水質の保全（富栄養化、水質汚濁改善のための処理）	2-1
2. 2 事業の現況	2-2
(1) 下水道施設	2-2
(2) 公共下水道事業の計画概要	2-2
①分流汚水、合流	2-3
②分流雨水	2-4
(3) 公共下水道事業の現状	2-5
①整備済人口普及率	2-5
②処理区域内人口と有収水量	2-5
③水洗化人口と水洗化率	2-6
(4) 公共下水道事業の主な財源	2-7
①下水道使用料	2-7
②一般会計繰入金	2-8
2. 3 経営比較分析表	2-10
(1) 経営指標による現状分析	2-10
①収益的収支比率	2-10
②地方債残高対事業規模比率	2-11
③経費回収率	2-12
④汚水処理原価	2-13
⑤水洗化率	2-14
3 経営の基本方針と経営健全化の取組み	3-1
3. 1 経営の基本方針	3-1
(1) 公共下水道の整備及び水洗化の普及促進	3-1
(2) 雨水・浸水対策の充実	3-1
(3) 適正で効率的な公共下水道事業の運営	3-1
3. 2 経営健全化の取組み	3-2

(1) 施設について	3-4
①ポンプ場	3-4
②管路	3-4
(2) 組織について	3-5
①効率的な組織の整備	3-5
②人材の確保・育成	3-5
③定員管理の推進	3-5
④人事評価	3-5
(3) 民間活力の活用等	3-6
①本市の公共下水道事業の維持管理	3-6
②現状の課題	3-6
③今後、民間活力の導入が可能と考える公共下水道事業	3-7
4 経営目標	4-1
(1) 投資	4-1
(2) 経営成績	4-1
①収益的収支比率	4-1
②下水道使用料徴収率	4-1
③地方債	4-1
5 投資・財政計画（収支計画）	5-1
5.1 投資・財政計画の説明	5-1
(1) 投資の説明（建設改良）	5-1
①下水道整備事業	5-1
②ポンプ場ストックマネジメント事業	5-1
③ポンプ場耐震化事業	5-1
④管路ストックマネジメント事業	5-1
(2) 財源の説明	5-1
①国庫補助金	5-1
②地方債	5-1
③受益者負担金	5-1
④下水道使用料	5-1
⑤一般会計繰入金	5-1
5.2 投資・財政計画	5-2
(1) 投資事業の見通し	5-2
(2) 投資事業に対する財源の見通し	5-2
①国庫補助金	5-2
②地方債	5-2
③受益者負担金	5-2
④下水道使用料	5-3

⑤一般会計繰入金	5-3
(3) 財政シミュレーション	5-3
①シミュレーションのケース	5-3
②シミュレーション結果	5-4
③下水道使用料の適正化について	5-4
(4) 投資・財政計画（収支計画）	5-6
5. 3 投資財政計画に未反映な取組や今後検討予定の取組の概要	5-8
6 経営戦略の事後検証・更新等	6-1
(1) 進捗管理（モニタリング）	6-1
(2) 見直し（ローリング）	6-1
7 巻末資料	7-1
(1) 用語集	7-1
(2) 投資事業と財源の見通し	7-5

1 経営戦略策定の趣旨

1.1 経営戦略の目的

藤井寺市では、公共下水道の汚水整備として昭和 61 年度に大阪府大和川流域関連公共下水道の大井処理区で供用を開始して以来、計画的に整備を行い、現在では大井処理区に加え今池処理区、川俣処理区の供用を開始しています。

今後も引き続き未普及地域の下水道整備を進めるとともに、老朽化した施設の点検・調査、修繕・改築を一体的に捉えて計画的かつ効率的な修繕・改築にかかる事業量及び事業費の最適化を行っていく必要があります。その一方で、本格的な少子高齢化・人口減少社会の到来による下水道使用料収入の減少により、投資余力が減退の方向にあることから、平成29年度及び平成30年度に、良質な下水道サービスを持続的に提供することを目的として藤井寺市ストックマネジメント計画（以下「SM計画」という。）を策定しています。

このような状況のなか、公共下水道の事業経営を持続的、安定的に行っていくため、中長期的な視点で下水道施設の投資と財源の見通しを試算し収支計画を立て「経営戦略」を策定することにより、経営健全化の取組みによる経営基盤の強化を図ることが必要となります。そうしたことから、「藤井寺市公共下水道事業経営戦略」を策定しました。

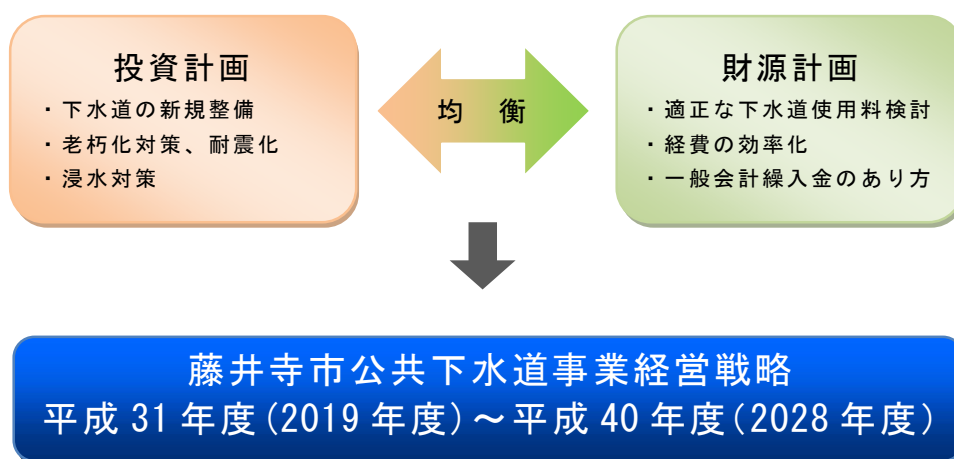


図 1-1 経営戦略の目的

1.2 経営戦略の位置づけ

本経営戦略は、総務省通達「公営企業の経営に当たっての留意事項について」¹及び「「経営戦略」の策定推進について」²において策定を求められている経営戦略に位置づけられます。

本市においては、平成27年度に策定した「第五次藤井寺市総合計画」（まちづくりの基本方針である住み続けたいまちを目指して、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、公共下水道の整備や水洗化を促進するとともに、計画的で効率的な管理体制の整備と事業経営の推進を図る。）を上位計画とするものであり、今後の整備予定である公共下水道事業計画とSM計画を基にした「投資計画」と、今後の収入の見通しを反映した「財源計画」の均衡を図り、経営の基本計画とするものです。

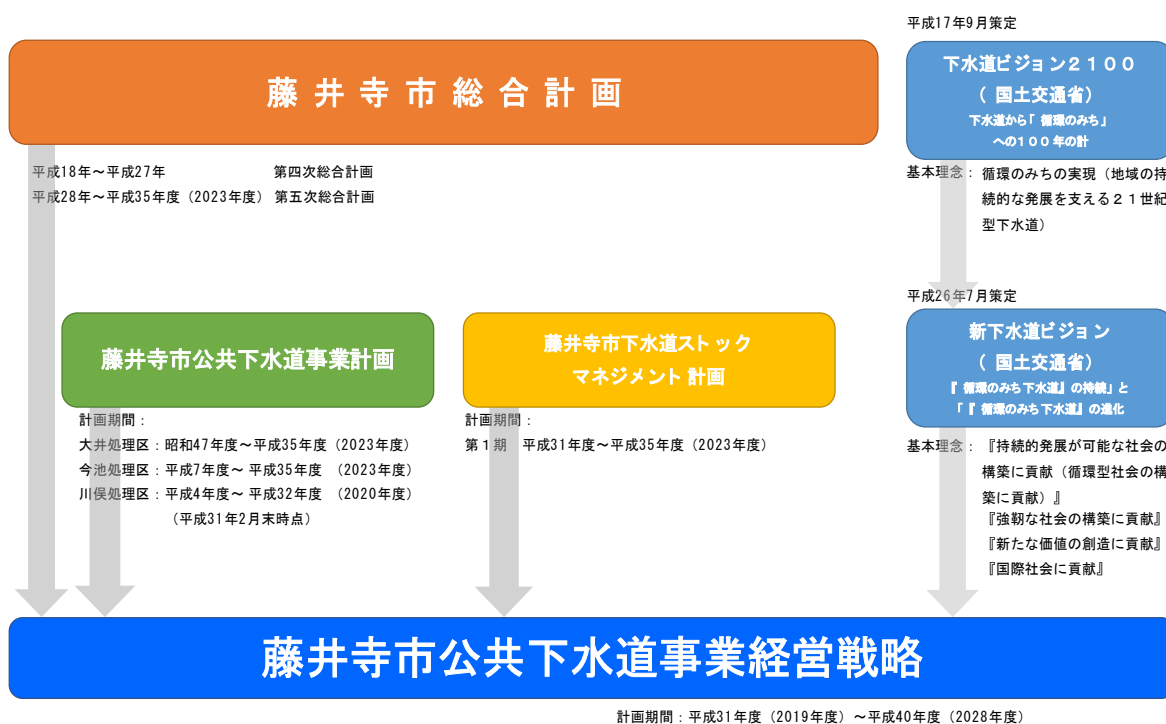


図 1-2 経営戦略の位置づけ

¹平成 26 年 8 月 29 日付け総務省通達文書 総財公第 103 号・総財営第 73 号・総財準第 83 号

²平成 28 年 1 月 26 日付け総務省通達文書 総財公第 10 号・総財営第 2 号・総財準第 4 号

1.3 経営戦略の計画期間

本市においては、下水道整備途上であり、今後も投資に多額の費用を要することから、長期間の見込みとなると投資・財源試算の精度が低下することが予想されます。

このため、藤井寺市公共下水道事業における経営戦略の計画期間は、平成31年度（2019年度）から平成40年度（2028年度）までの10年間とし、基本的に5年毎の見直しを行います。詳しくは6-1ページの「6 経営戦略の事後検証・更新等」を参照してください。

なお、総務省「経営戦略ガイドライン」には、つぎのとおり示されています。

- ・「事業の特性、個々の団体・事業の普及状況、施設の老朽化状況、経営状況等を踏まえて、10年以上の合理的な期間を設定することが必要」
- ・「経営戦略については、計画を策定したことをもって終わりではなく、見直し（ローリング）等を行うことによりPDCAサイクルを働かせることが必要」

2 下水道事業の現状と課題

2.1 下水道の役割

下水道は、市民の公衆衛生の確保と生活環境の改善や都市の健全な発達に寄与し、公共用水域の水質の保全に資し、さらに、施設の活用による良好な水緑空間や高度な都市機能空間の形成、下水道光ファイバーの活用による地域情報化への貢献、処理水を利用した観光資源の再生やヒートアイランド現象の緩和による快適な生活環境の創出等、公共性、公益性の高い都市基盤施設です。

下水道の主な役割としては、汚水の排除、雨水の排除、公共用水域の水質の保全という大きな3つの役割があります。

(1) 汚水の排除（生活環境の改善）

- ①生活あるいは生産活動に伴って発生する汚水を速やかに排除し、悪臭や、害虫及び感染症の発生を予防します。
- ②便所の水洗化を通じて、衛生的で快適な生活環境を確保します。

(2) 雨水の排除（浸水の防除）

雨水を河川等に速やかに排除したり、貯留・浸透したりすることにより、浸水の防除を行います。

特に近年は、多発する局地的な集中豪雨により、従来よりも雨水の流出が増え、下水道整備の必要性が高まっています。

(3) 公共用水域の水質の保全（富栄養化、水質汚濁改善のための処理）

汚水を処理場に集め、下水道法の「放流水の水質の技術上の基準¹」及び水質汚濁防止法の総理府令による「一律排水基準²」と都道府県の条例による「上乘せ排水基準³」によって規制されている水質基準に処理することにより、河川等の公共用水域の水質汚濁を防止し、豊かな自然環境を保全します。

¹水素イオン濃度(pH)5.8 以上 8.6 以下、大腸菌群数 3,000 個/cm³ 以下、浮遊物質量 40mg/L 以下、BOD40mg/L 以下

²人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質及び水の汚染状態を示す項目の許容限度値

³国の一律排水基準に都道府県が条例でこれらの基準に代えて適用するより厳しい基準

2.2 事業の現況

(1) 下水道施設

本市公共下水道事業の施設概要を表2-1へ示します。

表 2-1 公共下水道事業の施設概要

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和 61 年度 (32 年)	法適 (全部適用・一部 適用) 非適の区分	平成 31 年度 (2019 年度) 法適 (一部適用)
処理区域内人口密度	97.1 (人/ha) (平成 29 年度現在)	流域下水道等への 接続の有無	有
処理区数	3 処理区 (川俣処理区、大井処理区、今池処理区)		
処理場数	無		
ポンプ場数	2 箇所 (小山雨水ポンプ場、北條雨水ポンプ場)		

(2) 公共下水道事業の計画概要

本市の下水道は、すべて大阪府の流域下水道を上位に持つ流域関連公共下水道であり、本市が直接管理する下水処理場はありません。大和川以南を大和川下流東部流域下水道 (以下「大井処理区」という。) または大和川下流西部流域下水道 (以下「今池処理区」という。) へ、大和川以北を寝屋川南部流域下水道 (以下「川俣処理区」という。) へ接続し、大井処理区は大井水みらいセンター、今池処理区は今池水みらいセンター、川俣処理区は竜華水みらいセンター及び川俣水みらいセンターで処理し、公共用水域へ放流しています。

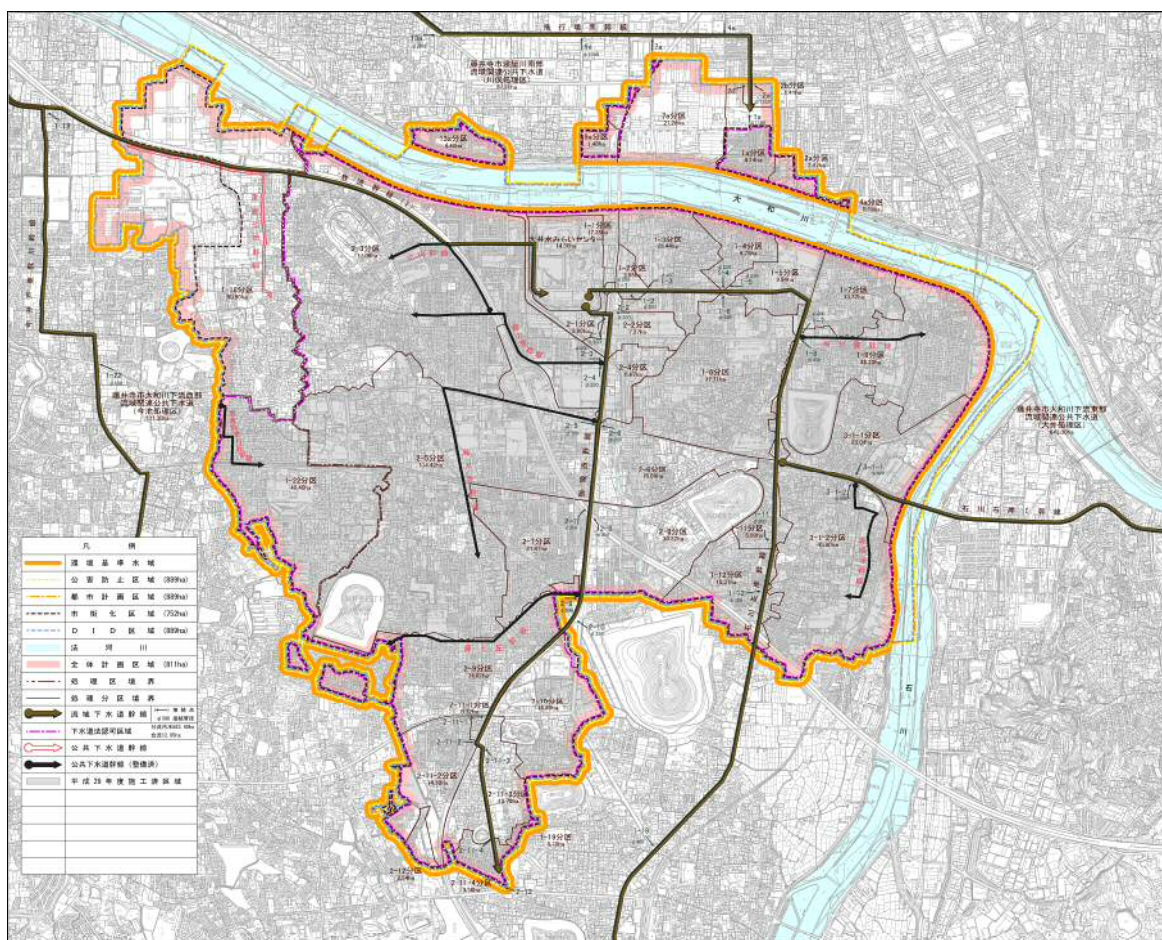
表 2-2 公共下水道事業の計画概要

		処理区	寝屋川流域 川俣	大和川下流流域		計
				今池	大井	
全体計画	計画区域 (ha)	汚水	-	131.0	643.0	774.0
		雨水	-	131.0	643.0	774.0
		合流式	37.0	-	-	37.0
	計画人口 (人)		1,500	5,900	50,900	58,300
処理方式			合流式	分流式		
供用開始年度			平成7年7月	昭和61年11月		
事業計画	計画区域 (ha)	汚水	-	40.4	643.0	683.4
		雨水	-	54.2	368.0	422.2
		合流式	12.6	-	-	12.6
	計画人口 (人)		1,570	4,533	47,178	53,281
計画目標年度			平成32年度 (2020年度)	平成35年度 (2023年度)	平成35年度 (2023年度)	
H28年度末	下水道計画区域内人口		1,872	7,702	56,148	65,722
	供用開始人口		1,781	3,404	46,423	51,608
	水洗化人口		1,745	3,285	40,721	45,751

①分流污水、合流

本市の行政区域は 889ha で、市街化区域は 753ha、市街化調整区域は 136ha です。汚水の集水方式は、大和川以北の区域は合流方式を、大和川以南の区域は分流方式を採用しています。

合流式下水道は、汚水と雨水を同じ下水道管路で流す方式です。一方、分流式下水道は、汚水と雨水を別々の下水道管路で流す方式です。



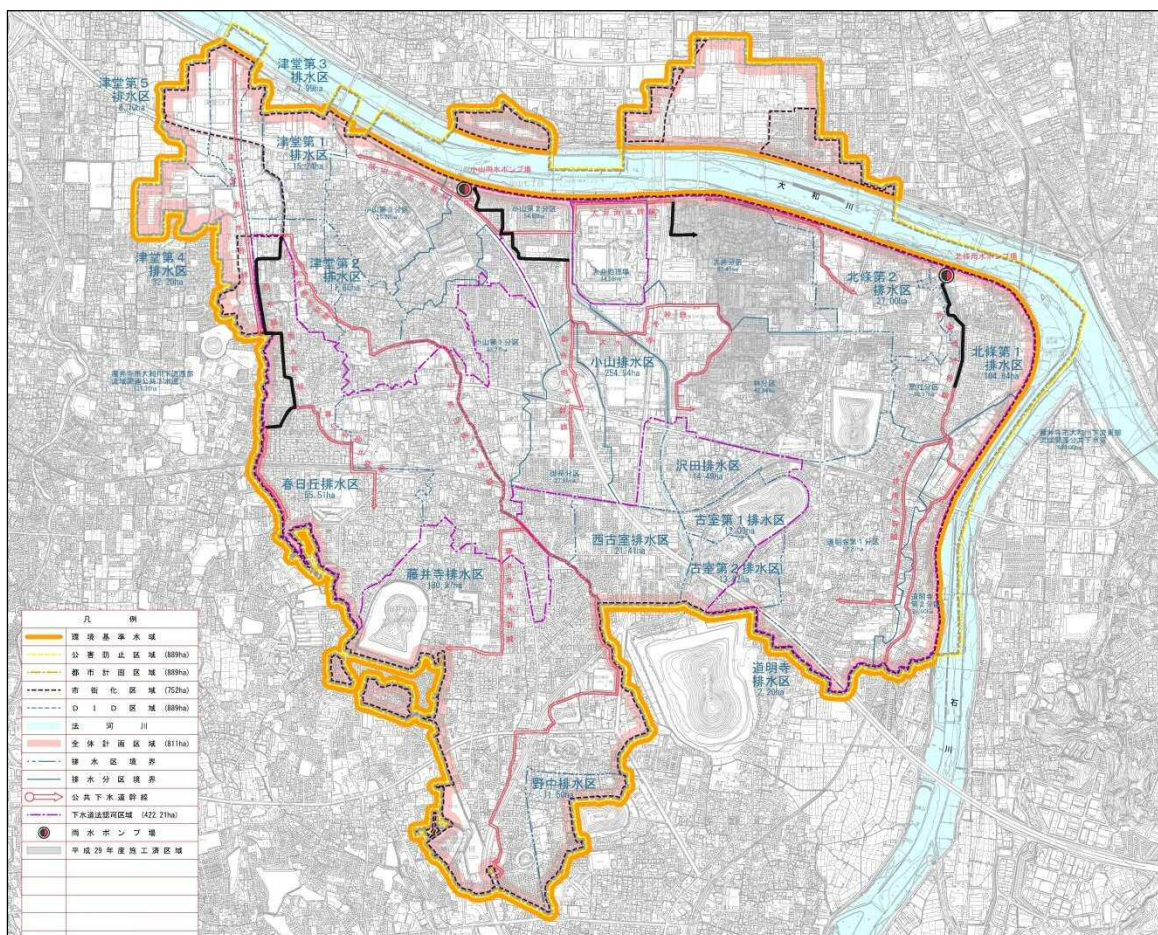
出典：藤井寺市下水道計画一般図

図 2-1 下水道整備状況（分流污水、合流）

②分流雨水

雨水の下水道区域は汚水と同じ区域です。排水区は 16 排水区あり、幹線管路を中心に整備を進めてきておりますが、西水路雨水幹線や京樋雨水幹線等、一部を除いて未整備の状況にあります。

昭和 63 年 6 月に小山雨水ポンプ場、平成 11 年 4 月に北條雨水ポンプ場の供用を開始し、藤井寺市下水道計画で定めている区域内の浸水を防除しています。



出典：藤井寺市下水道計画一般図

図 2-2 下水道整備状況 (分流雨水)

(3) 公共下水道事業の現状

① 整備済人口普及率

【下水道整備人口÷行政区域内人口×100】

整備済人口普及率は、本市の行政区域内人口に対して下水道が整備された区域内の人口の割合を示すものです。

平成29年度における本市の整備済人口普及率は、平成20年度と比較すると10.3%向上しています。

しかしながら、大阪府内平均96.3%に対し、79.4%と大きく遅れているため、現在も未普及地域解消のため整備を進めています。

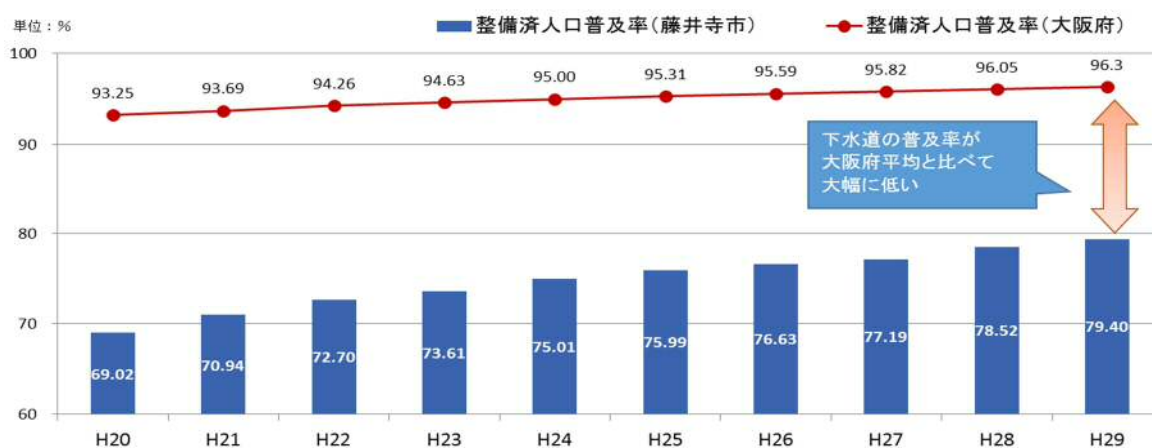


図 2-3 整備済人口普及率の推移

課題：下水道未普及地域の解消

② 処理区域内人口と有収水量

本市の行政区域内人口は減少していますが、下水道の整備に伴い、処理区域内人口は平成20年度と比較して14.3%増加しています。

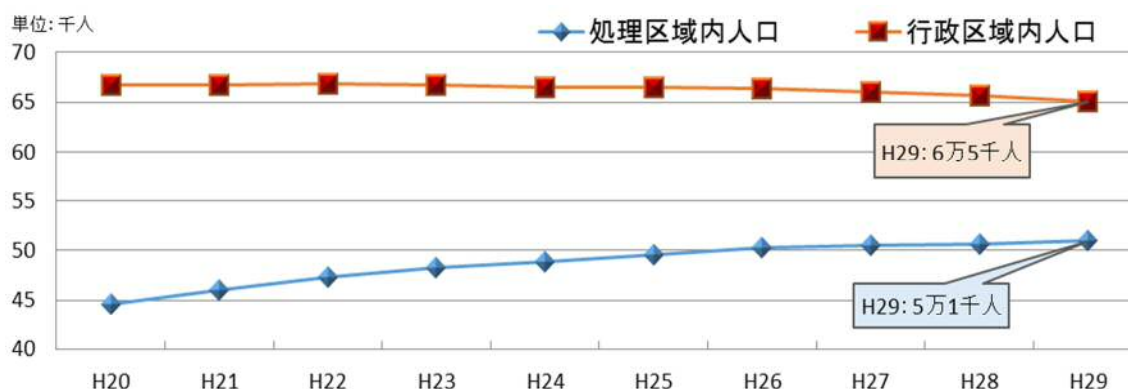


図 2-4 処理区域内人口と行政区域内人口の推移

有収水量については平成20年度と比較して8.0%増加していますが、水洗化人口一人あたりの有収水量は平成20年度と比較すると10%減少しています。

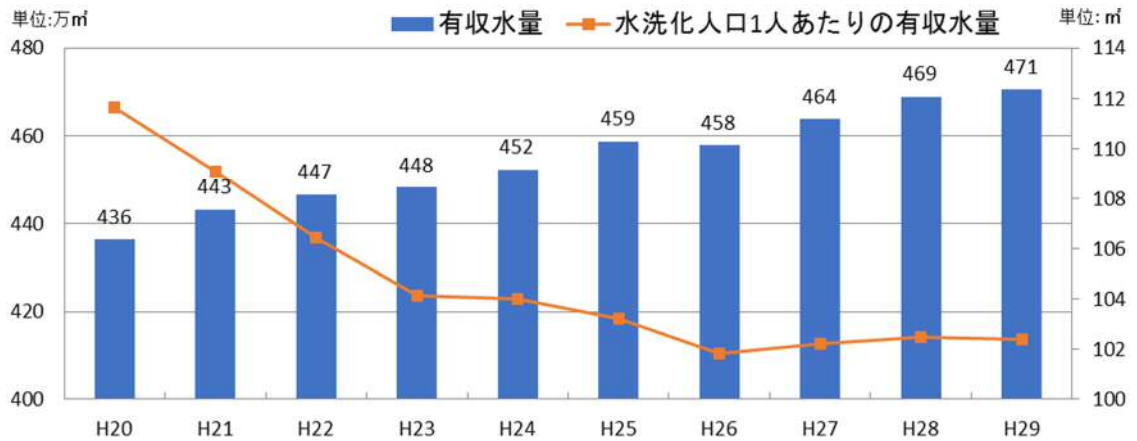


図 2-5 有収水量と水洗化人口 1 人あたりの有収水量の推移

課題：下水道整備を促進しても 1 人あたりの有収水量は減少傾向である

③水洗化人口と水洗化率

水洗化率の増加に伴い、水洗化人口も平成 20 年度と比較すると 17.6%の増加となっています。

本市では平成 19 年度以降、未接続世帯への戸別訪問を実施し、水洗化の促進に取り組んでいます。

しかしながら、水洗化率が 100%に満たないため、引き続き水洗化の促進に取り組む必要があります。

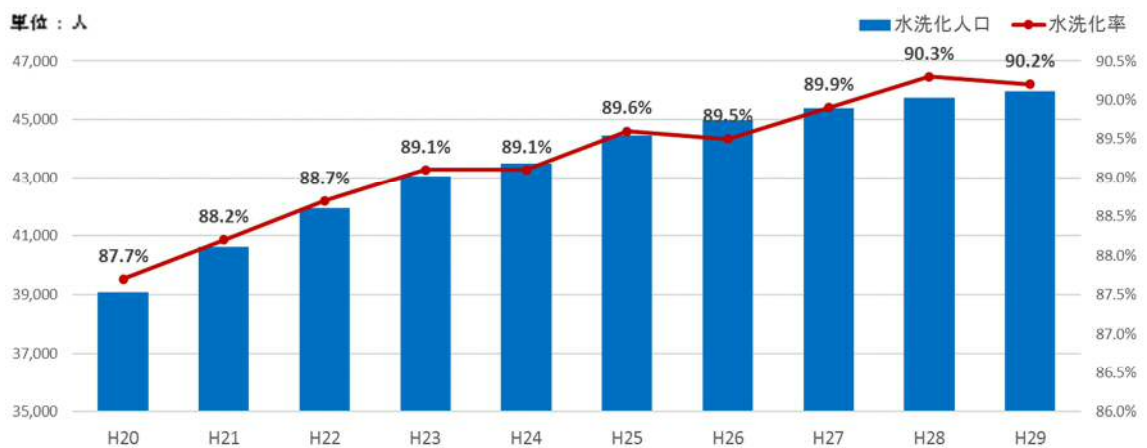


図 2-6 水洗化人口と水洗化率の推移

課題：未接続世帯の下水道への接続の推進

(4) 公共下水道事業の主な財源

公共下水道事業における経費の負担区分は、昭和 60 年の第 5 次下水道財政研究委員会報告書及び昭和 62 年の下水道使用料算定の基本的考え方⁴により、雨水処理に要する費用は公費（一般会計繰入金）で、汚水処理に要する費用は下水道使用者が汚水排出量に応じて私費（下水道使用料）で、負担することとされています。（雨水公費・汚水私費の原則）



図 2-7 雨水公費・汚水私費の原則

① 下水道使用料

「公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。」（下水道法第 20 条第 1 項）とされています。

本市では、下水道施設の維持管理費、資本費（地方債償還金及び地方債利息）に充てるため、藤井寺市下水道条例第 31 条及び第 32 条の規定に基づき、汚水排出量に応じて公共下水道の使用者から徴収しています。

本市における下水道使用料は、基本料金と超過料金の合算となっています。

基本料金は安定した収入につながりますが、超過料金は使用者の汚水排出量に応じて収入額が増減します。

なお、平成 21 年 4 月に使用料改定（平均改定率 39.0%）を実施しています。

表 2-3 公共下水道料金表（2 か月分、税抜き）と類似団体料金表

(2 か月分、税抜き)			(単位: 円(税込み))		
番 号	01	02	汚 水 量		
用 途	一般用	公衆浴場	藤井寺市		
基本水量	20m ³	1m ³ につき 22円	近 隣 市	八尾市	
基本料金	1,974円			松原市	
超過水量	21m ³ ~40m ³		122円		柏原市
	41m ³ ~60m ³		149円		羽曳野市
	61m ³ ~100m ³		177円	平 均 値	2,569
	101m ³ ~200m ³		217円	経 営 比 較 類 似 団 体	大阪府
	201m ³ ~1,000m ³	257円			交野市
1,001m ³ 以上	291円		泉南市		
			摂津市		
			京都府		舞鶴市
					木津川市
			和歌山県	橋本市	
				岩出市	
			奈良県	大和高田市	
				香芝市	
			平 均 値	2,633	

20 m³の下水道使用料は、近隣市の中では羽曳野市の次に安価となっており、平均の 2,569 円と比較すると 186 円安価となっています。

大阪府内の類似団体では、摂津市に次に安価となっており、経営比較類似団体の平均

⁴昭和 62 年 5 月建設省都市水道部下水道企画課下水道管理指導室長通知

2,633円より約250円安価となっています。

下水道使用料収入について、平成20年度から平成21年度にかけて大きく増加していますが、これは平成21年4月に使用料改定を実施したことによる収入増加です。その後についても、毎年下水道の整備により使用料収入は緩やかに増加していますが、少子高齢化・人口減少や節水機器の普及等の生活スタイルの変化により、使用料収入の増収は見込めません。平成21年度以降使用料の見直しを行ってないことを踏まえ、今後、適正な使用料体系の見直しに取り組む必要があります。

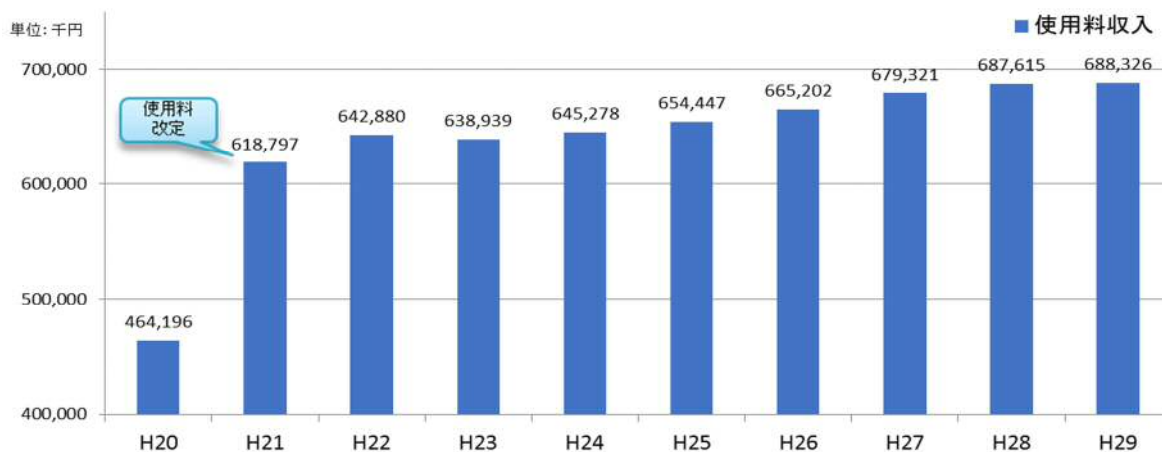


図 2-8 使用料収入の推移

課題：収納率向上及び滞納対策、使用料体系の見直し

②一般会計繰入金

一般会計繰入金は、一般会計から下水道事業会計へ繰り出される税金であり、総務省通知「地方公営企業繰入金について」に定める基準に基づく繰入金（基準内繰入金）とその基準に基づかない繰入金（基準外繰入金）があります。

下水道事業においては、先述の雨水公費・汚水私費の原則に基づき、雨水処理に要する費用（雨水処理負担金）等が基準内繰入金となっており、基準外繰入金は収入の不足を補うものとなっています。

本市においては、下水道が整備途上であるために使用料収入で必要な経費を賄いきれないことから、毎年基準外繰入金を計上しています。

しかし、地方公営企業の独立採算制の観点から、本来使用料収入で賄うべき経費を、税金である一般会計繰入金で補填するのは望ましくありません。このため基準外繰入金を抑制していく必要があります。

なお平成29年度までの一般会計繰入金総額は、各年度とも約11億円～12億円の間で推移しています。

単位:百万円

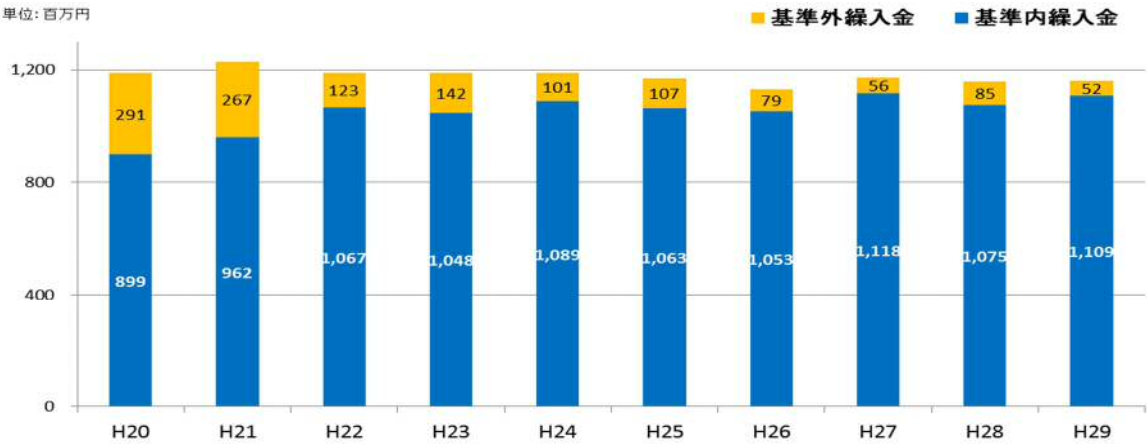


図 2-9 一般会計繰入金の推移

課題：基準外繰入金の抑制

【本市における課題まとめ】

- ・ 下水道未普及地域の解消
- ・ 下水道整備を促進しても1人あたりの有収水量は減少傾向である
- ・ 未接続世帯の下水道への接続の推進
- ・ 収納率向上及び滞納対策、使用料体系の見直し
- ・ 基準外繰入金の抑制

2.3 経営比較分析表

(1) 経営指標による現状分析

経営の健全性を表す指標である「収益的収支比率」・「地方債残高対事業規模比率」、経営の効率性を表す指標である「経費回収率」・「汚水処理原価」・「水洗化率」を用いて、本市下水道事業の経営状況を、類似団体平均値及び全国平均値と比較し分析します。

なお、比較に際し、比較可能な総務省の公表値が平成 29 年度であるため、この数値を使用しています。

表 2-4 公共下水道事業の経営指標（法非適）

区分	指標 (望ましい方向)	藤井寺市 H28	藤井寺市 H29	類似団体 H29 平均	全国 H29 平均
経営の健全性	収益的収支比率 ↑	68.39%	70.14%	103.88%	108.80%
	地方債残高対事業規模比率 ↓	956.15%	808.85%	707.12%	707.33%
経営の効率性	経費回収率 ↑	84.84%	97.05%	93.62%	101.26%
	汚水処理原価 ↓	172.84 円/㎡	150.72 円/㎡	136.47 円/㎡	136.39 円/㎡
	水洗化率 ↑	90.29%	90.19%	96.40%	95.06%

※類似団体は行政区域内人口 6～7 万人の団体であり、各平均値の出典は総務省 HP です。

※収益的収支比率の平均は総務省公表の経営比較分析表には記載がないので、経常収支比率の平均を使用しています。

※法非適は、地方公営企業法の適用を受けていない事業をいいます。

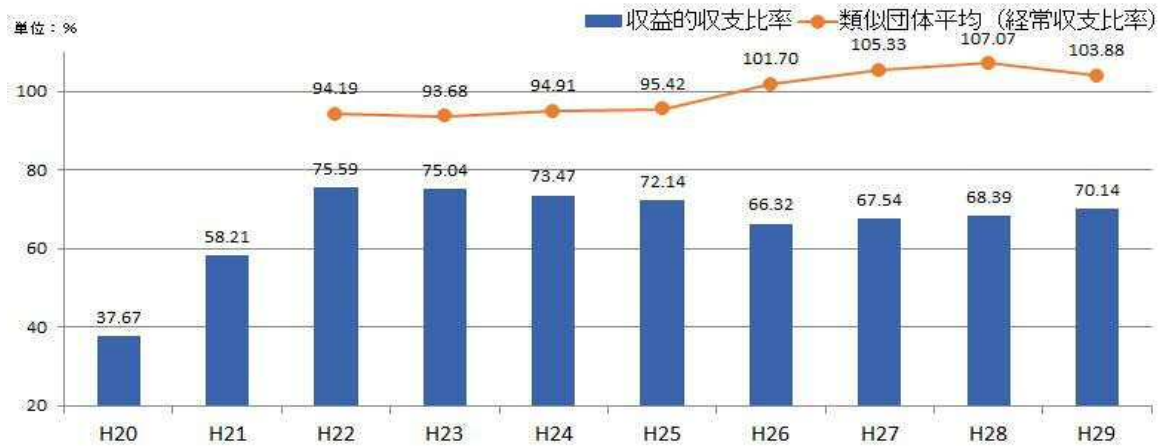
① 収益的収支比率

【総収益 ÷ (総費用 + 地方債償還金) × 100】

収益的収支比率は、使用料収入や一般会計繰入金等の総収益で、総費用（施設の維持管理に要する費用及び地方債利息）に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄っているかを表す指標です。

当年度の数値が 100% 以上の場合、単年度の収支が黒字であることを示しますが、100% 未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示します。

本市では平成 22 年度に 75.59% まで改善しましたが、それ以降は下降をたどっています。総費用を総収益で賄えていないため、不足分を基準外繰入金や資本費平準化債で賄っていますが、経営改善に向けて使用料収入の確保や費用の削減への取組みが必要です。



※収益的収支比率の平均は総務省公表の経営比較分析表には記載がないので、経常収支比率の平均を使用しています。

図 2-10 収益的収支比率の推移

②地方債残高対事業規模比率

【(地方債現在高合計-一般会計負担額)÷(営業収益-受託工事収益-雨水処理負担金)×100】

使用料収入に対する地方債残高の割合であり、地方債残高の規模を示す指標です。

平成 29 年度における地方債残高対事業規模比率 (808.85%) は、類似団体平均 (707.12%) 及び全国平均 (707.33%) 共に大幅に上回っています。

これは市域が狭小であることから、下水道整備に伴うガス管等の移設費用が高額となることにより、地方債残高も高額となっていると考えられます。



※総務省経営比較分析表では「企業債残高対事業規模比率」ですが、「企業債」は法適用における用語のため、法非適用の本市においては「地方債」としています。

図 2-11 地方債残高対事業規模比率

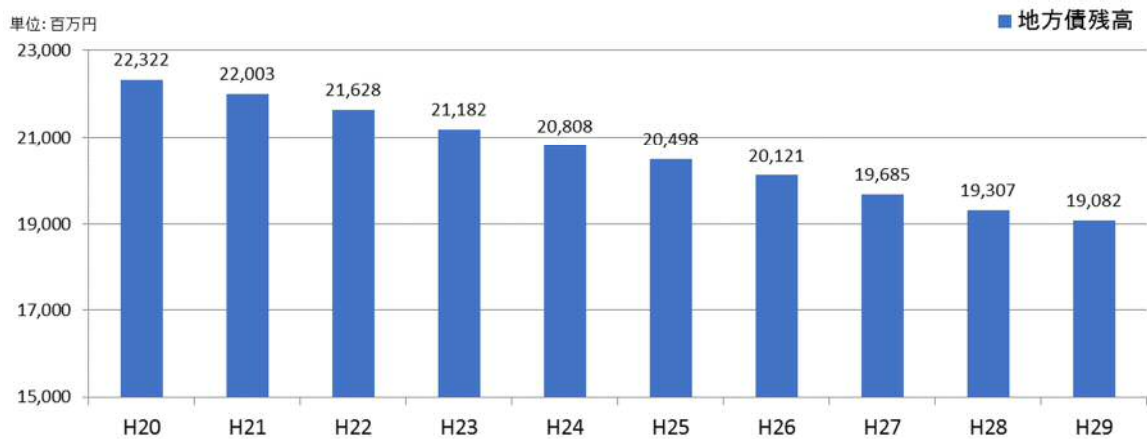


図 2-12 地方債残高の推移

平成 29 年度の地方債残高は約 191 億円となっており、平成 20 年度残高と比較して約 32 億円減少しています。また、処理区域内人口一人当たりの地方債残高も同様に、減少傾向となっています。

しかし、下水道整備を引き続き行い、SM 計画に基づく修繕・改築等を実施していくため、今後も毎年一定の地方債の新規発行が見込まれます。

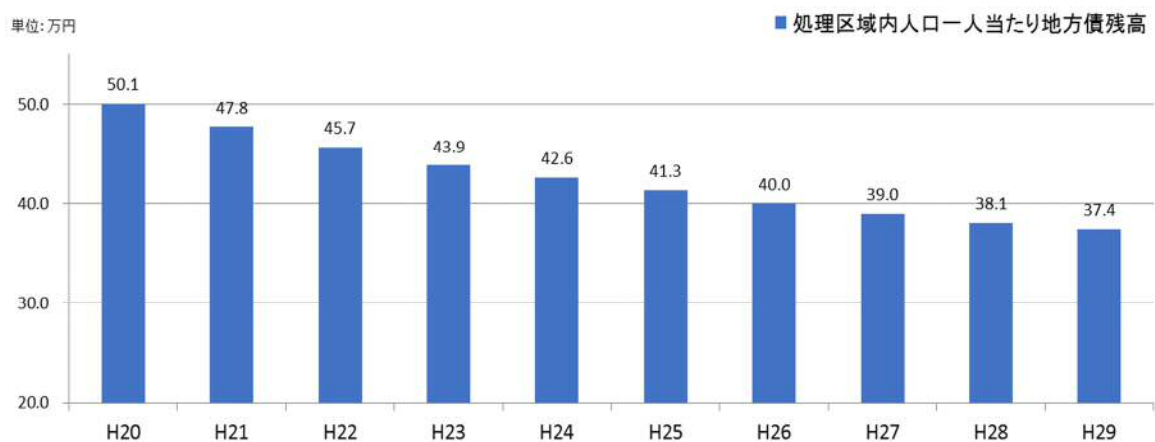


図 2-13 処理区域内人口一人当たりの地方債残高

③経費回収率

$$\text{【(下水道使用料) ÷ (公費負担分を除く汚水処理費) × 100】}$$

経費回収率は、使用料で回収すべき汚水処理に要した費用を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標で、下水道事業の経営を端的に評価することが可能となります。

$$\text{算出式は、(下水道使用料) ÷ (公費負担分を除く汚水処理費) × 100…①}$$

となっていますが、この「公費負担分」には基準内繰入金である「分流式下水道等に要する経費」が含まれています。

これは「適正な使用料を徴収してもなお使用料で回収することが困難な経費に対する

繰入金」であるため、本来は使用料で賄うべき経費に対する繰入金であると考えられます。

このため、経費回収率は、(下水道使用料) ÷ (分流式下水道等に要する経費以外の公費負担分を除く汚水処理費 + 分流式下水道等に要する経費) × 100……②

この算出式が「汚水処理に要した費用に対する、使用料による回収程度を示す指標」であることから、①と②の算出式からそれぞれ計算した経費回収率の推移を図 2-14 に示します。

本市では平成 29 年度における経費回収率 97.05%は類似団体平均 93.62%を上回っているものの、全国平均 101.26%を下回っており、100%未満となっています。

さらに、分流式下水道等に要する経費を考慮した②では経費回収率が 51.04 %であるため、本来使用料収入で賄うべき経費を使用料収入で賄いきれていないことがわかります。

このため、使用料収入の増収等により、経費回収率の向上に向けた取り組みが必要です。

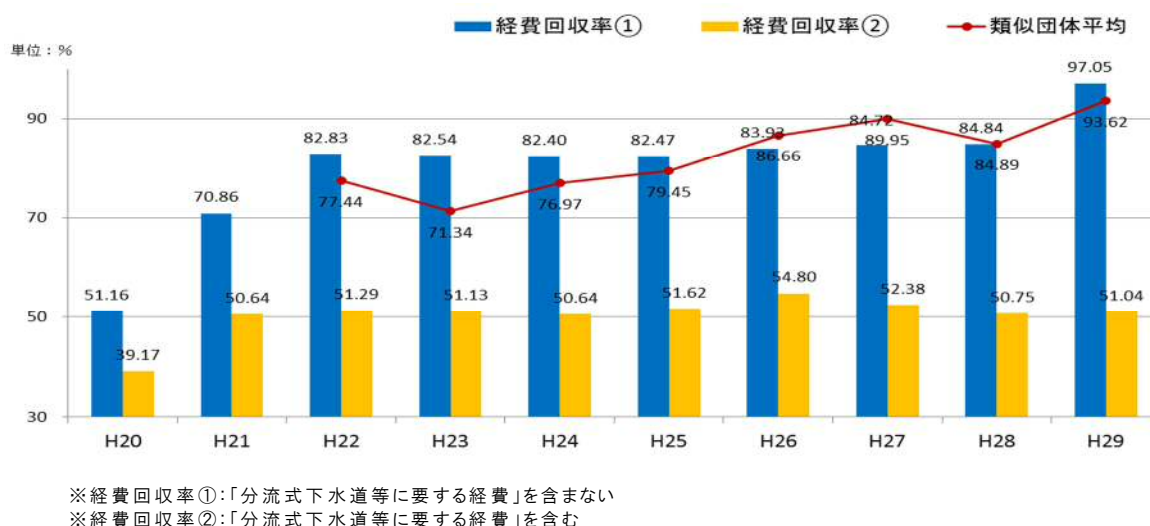


図 2-14 経費回収率の推移

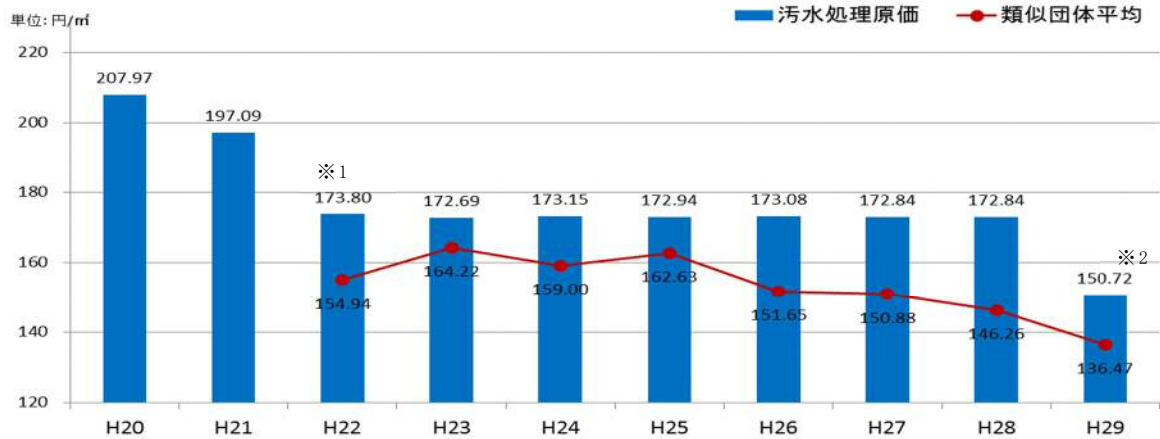
④汚水処理原価

【(公費負担分を除く汚水処理費) ÷ (年間有収水量) × 100】

汚水処理原価は、有収水量 1 m³あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費(汚水整備に要した地方債償還金及び利子)・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標です。

本市では平成29年度における汚水処理原価150.72円/m³が類似団体平均136.47円/m³及び全国平均136.39円/m³を上回っています。

先述のとおり、過去の下水道整備に伴う移設費用が高額となっていることにより、汚水資本費が高額となっていることが要因と考えられます。



※1 平成 22 年度は平成 21 年度から 23 円減となっていますが、「分流式下水道等に要する経費」の算定方法の変更によるものであり、経営上大きな変更要因はありません。
 ※2 平成 29 年度は平成 28 年度から 22 円減となっていますが、算定のベースとなっている地方公営企業決算状況調査において、汚水資本費と汚水資本費中の公費負担分の区分が変更されたためであり、経営上大きな変更要因はありません。

図 2-15 汚水処理原価の推移

⑤水洗化率

【(現在水洗便所設置済人口)÷(現在処理区域内人口)×100】

水洗化率は、現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理をしている人口の割合を表した指標です。

平成 29 年度の水洗化率 90.19%は、類似団体平均 96.40%及び全国平均 95.06%を下回っています。

下水道の整備は今後も進めていきますが、整備済区域内人口の減少に伴い、将来の水洗化人口も減少することが予想されます。

また、水洗化人口の減少を受け、下水道使用料収入が減少することが懸念されます。このため、経営基盤の強化を図る観点からも、さらなる水洗化率向上の取り組みが必要です。

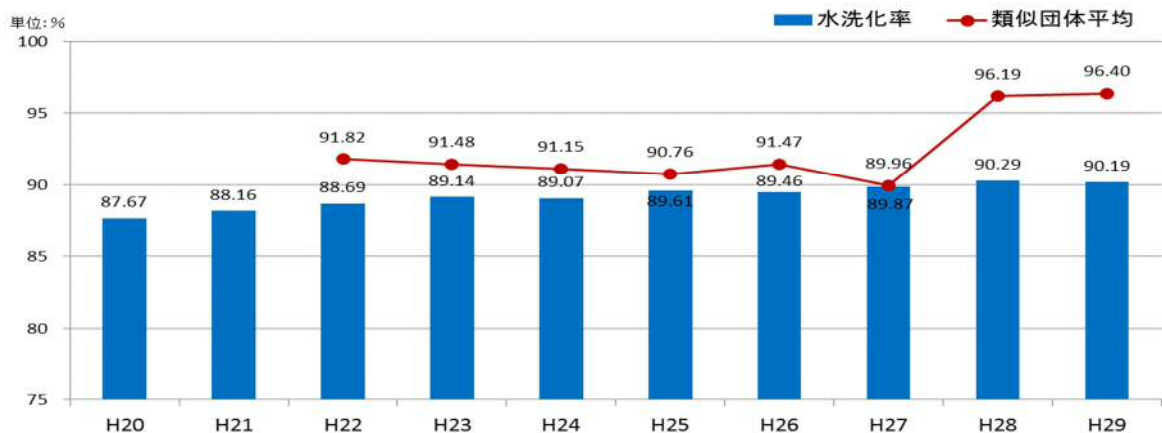


図 2-16 水洗化率の推移

3 経営の基本方針と経営健全化の取組み

3.1 経営の基本方針

本市の下水道事業は、第五次藤井寺市総合計画の基本目標の1つである「住み続けたいまち」の実現を目指し、「快適で良好な生活空間のあるまちづくり」の基本方針に基づき、下水道の整備に努めていますが、整備済人口普及率（平成29年度79.40%）が大阪府全体での普及率（平成29年度96.30%）を大幅に下回っていることから整備が急務であります。

さらに、これまでに整備した公共下水道施設の老朽化対策及び耐震化への取組みが必要です。

少子高齢化や人口減少の進行、生活様式の変化、省資源化、経済成長の鈍化等様々な社会構造の変化が予想される中、今後の下水道事業を取り巻く経営環境は大変厳しくなることが予想されます。

しかし、公共下水道事業は、快適で良好な市民生活には必要不可欠であり、将来にわたり安定的に事業を継続する必要があることから、下記の3点を基本方針として実施していきます。

(1) 公共下水道の整備及び水洗化の普及促進

快適な生活環境の確保と河川等の水質保全を図るため、整備手法の再検討を行い、建設事業費及び維持管理費を勘案し経済性を配慮した結果を踏まえ、整備を進めていきます。

また、下水道の処理区域内の水洗化は、公衆衛生の向上と地域の環境保全にも大きく貢献するものですが、経済的な理由や建物の老朽化、世帯の高齢化等の事情により、下水道に接続せずそのまま放置されている事例があります。

負担の公平性の確保のためにも、供用が開始されている区域における戸別訪問により水洗化の啓発及び促進に努めるとともに、水洗便所改造助成金の増額を検討し、更なる水洗化率の向上を図ります。

(2) 雨水・浸水対策の充実

近年多発している局地的な集中豪雨による浸水被害を解消するため、雨水ポンプ場の修繕・改築及び雨水幹線の整備等を計画的に進めることで市民の安全な暮らしを支えます。

また下水道施設が被害を受けた場合に備えて、「藤井寺市公共下水道事業業務継続計画（藤井寺市公共下水道BCP）」を策定し、災害に対する体制を整備します。

(3) 適正で効率的な公共下水道事業の運営

SM計画に基づき、公共下水道施設・設備の計画的、効率的な管理体制の強化を図ります。また、平成31年度（2019年度）から地方公営企業法を一部適用し、経営成績（損益情報）や財政状態（ストック情報）等の経営状況をよりの確に把握することにより、経営の健全化に取り組めます。

3.2 経営健全化の取組み

安全で快適な下水道サービスを持続的、安定的に提供していくためには、既存施設の適正な維持管理を行うことが必要となります。

一方、投資事業には多額の資金が必要になるため、その投資試算（投資の所要額の見通し）と財源試算（国庫補助金、地方債等財源の見通し）を均衡させることが持続可能な公共下水道事業を実現させるにあたり重要な要素となります。

そのため、徹底した経営の健全化・経営基盤の強化に取り組む必要があり、下水道使用料収入等の収入の確保や、維持管理に要する費用を削減することで経営基盤の強化を図るとともに、計画的、効率的な下水道施設の改築更新やダウンサイジング等により投資の合理化を進める必要があります。

また、災害や事故等の発生時に、下水道がその機能を果たすことができなくなった場合には、トイレが使用できなくなる等、市民生活に大きな影響を与えるとともに、汚水の滞留や未処理下水の流出による公衆衛生被害、雨水排除機能の喪失による浸水被害等、市民の生命・財産に係わる重大な事態を生じる恐れがあります。

このため、下水道機能（業務レベル）が低下した場合であっても、下水道の業務を実施・継続するとともに、被災した機能を早期に復旧出来るよう危機管理体制の強化も重要となります。

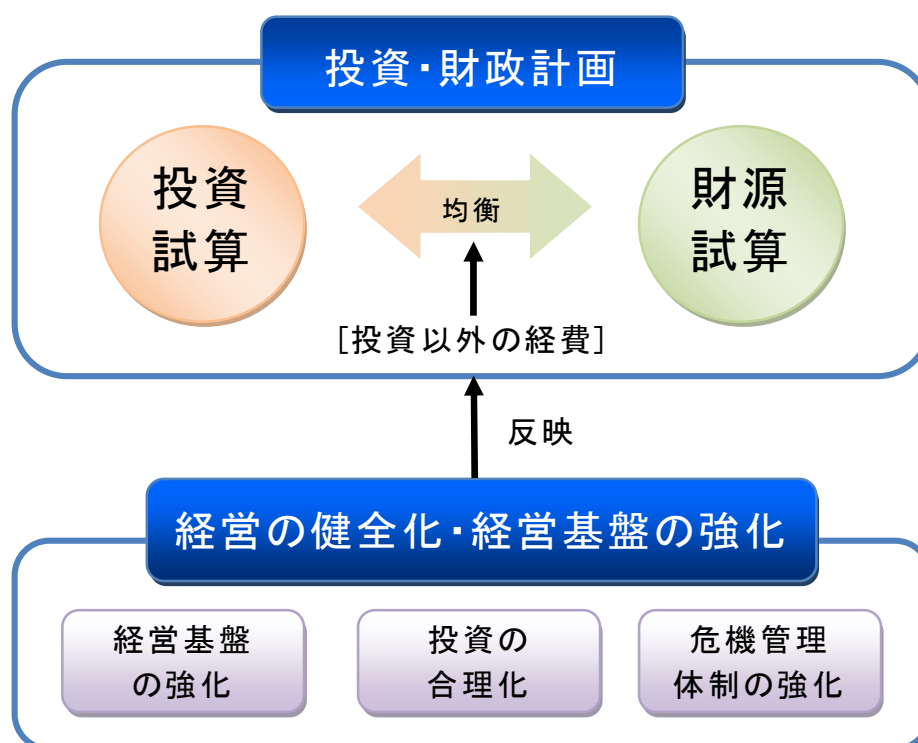


図 3-1 経営戦略のイメージ

表 3-1 経営健全化に向けたこれまでの主な取組み内容

項 目	内 容
水洗化の促進 (平成 19 年度～)	未水洗家屋の実態把握調査や再任用職員による訪問指導等の手段により、処理区域内での早期水洗化の促進に努めてきました。 また、水洗化工事を行った世帯に交付している水洗便所改造助成金について、増額も含めて検討します。 ○主な取組み ・処理区域内での早期水洗化指導の継続(未水洗家屋の実態把握調査、訪問指導) ・水洗便所改造助成金の見直し検討
収納率の向上 (昭和 62 年度～) (平成 24 年度～)	下水道使用者間の負担の公平性を図るとともに、下水道事業に要する経費の財源を確保するため、下水道使用料等の収納率の向上に取り組んできました。 下水道使用料:徴収事務を委託している本市水道局と連携を図り、収納率向上、滞納額の減少に努めてきました。 下水道受益者負担金:滞納対策として、催告書の送付、コールセンターによる電話催告、戸別訪問等を行い、滞納額の減少に努めてきました。 ○主な取組み ・滞納対策の継続(電話催告、戸別訪問等)
不明水対策 (平成 30 年度～)	下水道の管渠等からの不明水は、下水の処理経費がかさむ原因の一つとなることから、平成 30 年度に不明水調査を実施しました。今後も引き続き、費用対効果等を総合的に検証し、効果的な不明水対策を実施していきます。
職員の定数管理 職員給与の適正化 (平成 18 年度～)	安定経営を維持するため、定員定数の適正化に取り組み、組織・人員面については、組織、機構の再編による業務効率化に努め、職員数を平成 4 年度から平成 6 年度における最大 44 名から現在 14 名に 30 名削減しました。 ○主な取組み ・定員適正化の推進 藤井寺市行財政改革推進プラン 2016(計画期間:平成 28 年度～平成 31 年度(2019 年度))に基づき、給与等の見直しにより適正な水準の確保に努めており、引き続き定員適正化を推進していきます。
地方公営企業法適用 (一部適用) (平成 31 年度～)	平成 31 年(2019 年)4 月から、民間企業の会計基準と同様の公営企業会計を適用し、下水道事業サービスを将来にわたって継続するため、経営状況の見える化を図ります。
民間委託 (昭和 63 年度～)	ポンプ場とマンホールポンプ・貯留施設の維持管理を委託することにより経費の削減を図ってきました。
利子償還額の削減 (平成 19 年度～ 平成 21 年度)	公的資金補償金免除線上償還を利用し、約 23 億円の線上償還を実施しました。これにより利息を約 5 億円削減しました。
公共工事のコスト削減 (平成 17 年度～ 平成 21 年度)	積算方法及び設計方法の見直し、新工法の採用等により、平成 17 年からの 5 年間で対象となる工事費について 12%コストの削減を目標とし、結果 13.4%の削減を実現しました。
前納報奨金のカット (平成 20 年度～)	従来 14%であった受益者負担金前納報奨金の率を 7%に減率し、経費を抑制しました。今後は廃止も含めて検討していきます。

これまで実施してきた取組みについて、今後も引き続き継続するとともに、一層の経営健全化に努めていきます。

(1) 施設について

本市では、長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行ったうえで、施設の点検、調査、修繕、改築を実施し、施設全体を対象とした最適な管理を行うことを目的として、平成 30 年 3 月に「藤井寺市下水道ストックマネジメント基本計画」を策定しました。続いて平成 31 年 3 月には「藤井寺市ストックマネジメント実施計画」を策定しております。

今後はこれに沿って、施設管理を行うとともに施設の修繕・改築及び耐震化を図る方針です。

① ポンプ場

市内には、小山雨水ポンプ場（昭和 63 年 6 月供用開始）、北條雨水ポンプ場（平成 11 年 4 月供用開始）の 2 か所の雨水ポンプ場を設置しています。

両雨水ポンプ場とも適切な維持管理を実施していますが、小山雨水ポンプ場はすでに供用開始から 30 年が経過し、標準的耐用年数を超過した施設が多く、北條雨水ポンプ場についても、供用開始から 19 年が経過し、経年による施設の劣化が進行している状況にあります。

雨水ポンプ場は、施設の現状を調査し、適切な維持管理に努めるとともに、長寿命化を含めた修繕・改築を計画的に進めます。また、両ポンプ場ともに整備途上であり、管路整備に合わせて、施設・整備の増強等必要な性能を確保します。

② 管路

下水道管路総延長は、約 172km（平成 29 年度）で現在も整備を進めており、今後も整備に多額の費用を要することが予想されます。

現在、耐用年数の 50 年を経過している管路はありませんが、古いものは供用開始後 30 年以上経過しています。一般的に 30 年を経過すると劣化による道路陥没が増えると言われているため、老朽化対策が課題となっています。

管路は、計画的な新規整備を進めるとともに、現有施設の現状を調査し、長寿命化を含めた改修・行為を計画的に進めます。

また、耐震性を有しない管路については、計画的に耐震化を進めます。

(2) 組織について

本市の平成 30 年度における公共下水道事業の組織を以下に示します。

表 3-2 公共下水道事業の組織

部・課名及び職員配置		主な業務
都市整備部	下水道工務課 (8 名)	公共下水道の企画、調査及び整備計画ならびに工事等の設計、施工及び監理、流域下水道計画との調整等に関すること。
	下水道総務課 (6 名)	公共下水道事業の予算及び決算、公共下水道に係る受益者負担金及び使用料、流域下水道に係る協議及び負担金の調整、宅内水洗化工事、公共下水道の管理等に関すること。

① 効率的な組織の整備

本市では、社会経済状況に応じた柔軟な組織体制づくりに取り組んでいますが、更なる効率的な業務の遂行に向けて、組織構成・事務分掌の定期的な見直しを行うことにより、自ら課題を発見し、解決できる現場力の強い組織を構築します。

② 人材の確保・育成

熟練技術職員のノウハウ継承が課題となっていることを踏まえ、技術部門におけるノウハウの体系化や、研修体制の拡充を図ります。また、既存のノウハウの継承だけでなく、先進的な管路・施設の維持管理、災害対応等に関する新技術の習得に向けた研修や他団体・有識者等との連携も推進します。

③ 定員管理の推進

安定的な経営の維持を図るため、「藤井寺市行政改革大綱」に基づき、職員定数の適正化に取り組んできました。公共下水道事業は平成31年4月1日から地方公営企業法一部適用のため、組織編成等の権限は引き続き有しませんが、今後も全庁的な取り組みの中で引き続き効率的な人員配置に努め、定員適正化を推進し、効率的な業務体制の構築に努めます。

④ 人事評価

本市はこれまで、公平・公正な人事評価を推進してきました。また、平成 26 年度に改正された地方公務員法とこの運用に関する通知¹を踏まえ、より徹底して能力・実績に基づく人事管理を行うため、新たに藤井寺市職員人事考課実施規程（平成 23 年 1 月 1 日施行）の運用を抜本的に見直し、人事評価改革に取り組んでいます。公共下水道事業においてもこれに則した人事評価を実施しています。

¹平成 26 年 8 月 15 日付け 総行公第 67 号、総行経第 41 号

(3) 民間活力の活用等

本市は現在、マンホールポンプ及び雨水ポンプ場の維持管理業務を民間委託することにより、人件費を始めとした経費の削減に努めてきました。

①本市の公共下水道事業の維持管理

- ・ 日常点検：巡視・点検、清掃、修繕
- ・ 住民対応：道路陥没、下水道管閉塞等の対応

②現状の課題

未普及地域への下水道整備、老朽化施設の修繕・改築事業、浸水対策、既存施設の耐震化等の事業費の確保が必要となります。しかし、下水道使用料収入は人口の減少に伴い減収が予想されることから、経営基盤の強化を図るためには、更なる公共下水道事業の効率化による事業費の縮減を目指す必要があります。

本市では現状、施設整備の資金調達から設計・施工、運営等を民間に委ねるPPP/PFIについて具体化している事業はありませんが、国や他自治体等の動向を踏まえながら、導入事例を参考に、課題や効果を検証し、下水道施設の老朽化に伴う修繕・改築事業の実施に合わせてPPP/PFI導入、民間の資金・ノウハウの活用、民間委託への可能性等について、先行事例を調査していきます。

表 3-3 に PPP/PFI 手法の比較、図 3-1 に手法導入までのフローを示します。

表 3-3 PPP/PFI 手法の比較

民間事業者が下水道施設の維持・修繕等を担う手法	民間事業者が下水道施設の設置・改築、維持・修繕等を担う手法	民間事業者が下水道施設の設置・改築を担う手法
<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等運営権方式 ・指定管理者制度 ・包括的民間委託 (レベル1~3、管路包括等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等運営権方式 ・BTO方式(建設 + 移転 + 運営等) ・BOT方式(建設 + 運営等 + 移転) ・BOO方式(建設 + 所有 + 運営等) ・DBO方式(設計 + 建設 + 運営等) ・RO方式(改修 + 運営等) ・民設民営方式 	<ul style="list-style-type: none"> ・BT方式(建設 + 移転) ・DB方式(設計 + 建設) ・公的不動産の利活用



図 3-1 PPP/PFI 手法導入までのフロー

③今後、民間活力の導入が可能と考える公共下水道事業

適正な施設の維持管理及び財政状況に配慮した計画的な施設整備に基づいて、民間活力の導入が可能と考える業務を以下に示します。

- ・ 日常点検
- ・ 住民対応
- ・ 緊急時を含む計画的維持管理
- ・ 未普及地域への下水道整備
- ・ 浸水対策
- ・ 修繕・改築等
- ・ 耐震化

4 経営目標

本計画の策定にあたり、計画期間が終了する平成40年度（2028年度）までに、または、継続的に達成すべき経営目標として、次の事項を設定します。

表 4-1 経営目標

投 資	平成40年度(2028年度)までに 下水道整備済人口普及率(整備人口/行政人口)を約 92% にします。 (平成29年度 79.4%)
	毎年度、収益的収支比率 100% 以上を目指します。 (平成29年度 70.1%)
経営成績 (損益)	毎年度、下水道使用料徴収率 100% を目指します。 (平成29年度 98.9%)
	地方債残高対事業規模比率を 全国平均 に近づけます。 (平成29年度 本市 808.9%・全国平均 707.1%)

(1) 投資

地域の実情に応じた低コストの整備手法を進めるため、平成19年度に国土交通省が「下水道クイックプロジェクト」を創設し、様々な縮減策が提案されました。

これを受け、本市においても新たな技術や工法を採用し、未普及地区の整備に係る建設コストの縮減を図りつつ、整備普及率の向上を目指していきます。

(2) 経営成績

① 収益的収支比率

当該年度において使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。健全で安定した企業経営のためには、単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが必要です。

なお、本市においては70.1%（平成29年度）となっていることから、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組みが求められます。

② 下水道使用料徴収率

財源の確保と利用者負担の公平性の観点から、徴収事務を委託している本市水道局と連携を図るとともに、催告書の送付、電話催告、戸別訪問等を行い、滞納の減少を図ります。

③ 地方債

平成29年度の地方債残高は約191億円となっています。毎年、新規発行額があるものの、それを上回る償還により、平成20年度残高と比較して約32億円減少しています。

しかし、平成 29 年度における地方債残高対事業規模比率 808.9%は全国平均値 707.1%を大幅に上回っているため、今後も企業債の発行額を元金償還額の範囲内に抑える等、企業債残高の減少に取組み、地方債残高対事業規模比率の減少を図ります。

5 投資・財政計画（収支計画）

5.1 投資・財政計画の説明

経営戦略策定にあたり、平成 45 年度（2033 年度）までの投資事業と財源の見込みをもとにシミュレーションを行います。

投資事業には多額の資金が必要になります。一方、今後の少子高齢化・人口減少、節水意識の向上や節水機器の普及に伴い、下水道使用料収入の減少が予想されます。

そのため、投資とその財源を均衡させることが持続可能な下水道事業を実現するうえで非常に重要となります。

(1) 投資の説明（建設改良）

平成 45 年度（2033 年度）までの投資計画に基づく建設改良は、大きく 4 つの事業に区分されます。以下に 4 つの事業を示します。

- ① 下水道整備事業（污水管路と雨水幹線の整備事業）
- ② ポンプ場ストックマネジメント事業（小山ポンプ場、北條ポンプ場の修繕・改築事業）
- ③ ポンプ場耐震化事業（小山ポンプ場、北條ポンプ場の耐震化事業）
- ④ 管路ストックマネジメント事業（污水管路と雨水管路の修繕・改築事業）

(2) 財源の説明

投資事業計画及び維持管理の財源は、大きく 5 つに区分されます。

- ① 国庫補助金（投資事業に対する国からの補助金）
- ② 地方債（投資事業に対して借入れを行える借入金）
- ③ 受益者負担金（下水道の整備による受益者に整備費の一部の負担を求める負担金）
- ④ 下水道使用料（主に維持管理費及び地方債償還金の財源となる私費）
- ⑤ 一般会計繰入金（主に維持管理費及び地方債償還金の財源となる公費）

5.2 投資・財政計画

以下に投資事業と財源の見通しについて示します。

なお、投資事業と投資財源の詳細については、7-6 ページの「7 巻末資料」(2) 投資事業と財源の見通しに掲載しています。

(1) 投資事業の見通し

「安全で快適な下水道サービスを持続的・安定的に提供するため」には、下水道施設の健全性を維持することが重要です。今後、本市では「下水道整備事業」、「ポンプ場ストックマネジメント事業」、「ポンプ場耐震化事業」、「管路ストックマネジメント事業」に取り組みます。

表 5-1 投資額の見込み

項 目	10 年間の投資額 (平成 31 年度～平成 40 年度) (2019 年度～2028 年度)	平成 45 年度までの投資額 (平成 41 年度～平成 45 年度) (2029 年度～2033 年度)
下水道整備事業	約 168 億円	約 65 億円
ポンプ場ストックマネジメント事業	約 24 億円	約 7 億円
ポンプ場耐震化事業	約 11 億円	-
管路ストックマネジメント事業	約 2 億円	約 7 億円
その他事業(計画策定業務等)	約 2 億円	約 1 億円
合 計	約 207 億円	約 80 億円

(2) 投資事業に対する財源の見通し

投資に必要な財源の見通しを示します。

① 国庫補助金

補助対象事業費の補助率に、過年度の状況及び今後の国庫補助金の見通しを加味し、算出した数値を見込んでいます。

② 地方債

地方債の対象事業費から国庫補助金と受益者負担金を充てた分を控除した額を借入れます。資本費平準化債についても借入れを行いますが、地方債償還金の減少に伴い、発行可能額が平成 40 年度(2028 年度)には 0 円となる見通しです。

③ 受益者負担金

受益者負担金は、下水道が整備されることにより、その利益を受ける土地所有者等に下水道整備費用の一部を負担していただくものです。

下水道整備事業費の増加に伴い平成 36 年度(2024 年度)まで増額を見込んでいますが、平成 37 年度(2025 年度)以降は下水道整備事業費の減少に伴い、減額を見込んでいます。

④下水道使用料

平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 か年の実績から、水洗化人口一人当たりの使用料を 14.90 千円/人として、第 2 章下水道事業の現状と課題に記載の図 2-3「整備済人口普及率の推移」、図 2-4「処理区域内人口と行政区域内人口の推移」及び図 2-6「水洗化人口と水洗化率の推移」をもとに、使用料収入を推計しています。

平成 31 年度では消費税率の改定を踏まえ、平成 30 年度と比較すると約 2%の増収を見込んでいますが、その後については行政区域内人口が減少していることから、平成 32 年度をピークに下水道使用料収入は減収となる見込みです。

平成 40 年度（2028 年度）において、水洗化人口は約 47,200 人として使用料収入は約 6 億 9,600 万円を見込んでいます。

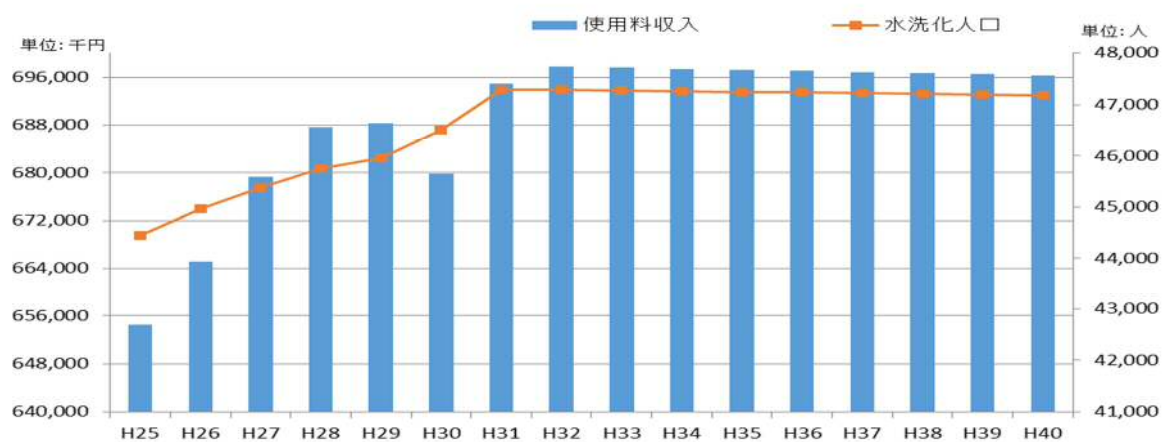


図 5-1 下水道使用料収入と水洗化人口の見通し

⑤一般会計繰入金

現行の基準外繰入金を含む 11 億 9,000 万円を基準としています。

しかし、現状のように基準外繰入金に依存した経営は、本来の下水道経営として望ましくないため、今後基準外繰入金の抑制を図る必要があります。

(3) 財政シミュレーション

① シミュレーションのケース

投資事業と財源の見通しをもとにシミュレーションを実施します。

本市においては基準外繰入金の抑制に取り組む必要があるため、基準外繰入金を計上しない場合についてもシミュレーションを行いました。

表 5-2 財政シミュレーションケース

内 容	
ケース①	一般会計繰入金を基準外繰入金含む現行の 11 億 9,000 万円とした場合
ケース②	ケース①から基準外繰入金を控除した場合

表 5-3 財政シミュレーションケースにおける一般会計繰入金

		平成 31 年度 (2019 年度)	平成 35 年度 (2023 年度)	平成 40 年度 (2028 年度)
ケース①	基準内	10.7 億円	10.7 億円	10.4 億円
	基準外	1.2 億円	1.2 億円	1.5 億円
ケース②	基準内	10.7 億円	10.7 億円	10.4 億円
	基準外	0 億円	0 億円	0 億円

② シミュレーション結果

シミュレーション結果による実質収支と赤字比率の見込みを表 5-4 に示しました。

ケース①において、平成 40 年度（2028 年度）の実質収支は約 8 億 5,600 万円の赤字となり、赤字比率は-80.8%となりました。

ケース②においては、平成 40 年度（2028 年度）の実質収支は 21 億 1,800 万円の赤字となり、赤字比率は-200%となりました。

表 5-4 実質収支と赤字比率

	実質収支	赤字比率
ケース①	△8.56 億円	△80.8%
ケース②	△21.18 億円	△200%

③ 下水道使用料の適正化について

基準外繰入金の削減とともに課題になっているのが下水道使用料体系の見直しです。

本市においては、平成 21 年度以降に下水道使用料の改定を行っていないこと及び人口減少等に伴い下水道使用料の大幅な増収が見込めないことから、今後、使用料体系の見直しに取り組んでいく必要があります。

今回のシミュレーションにおいて、平成 32 年度以降は毎年赤字比率を 0%まで改善し、収支を均衡させようとする場合、表 5-5 のとおり、ケース①においては 17.7%、ケース②においては 48.3%の下水道使用料の改定が必要なくなりました。

表 5-5 収支均衡比較

(平成 40 年度)

	使用料改定	使用料収入	実質収支	赤字比率	経費回収率
ケース①	なし	6.9 億円	△8.6 億円	△80.8%	69.9%
	17.7%アップ	8.0 億円	8.0 千万円	0%	80.3%
ケース②	なし	6.9 億円	△21.2 億円	△200%	69.9%
	48.3%アップ	10.8 億円	6.9 億円	0%	101.1%

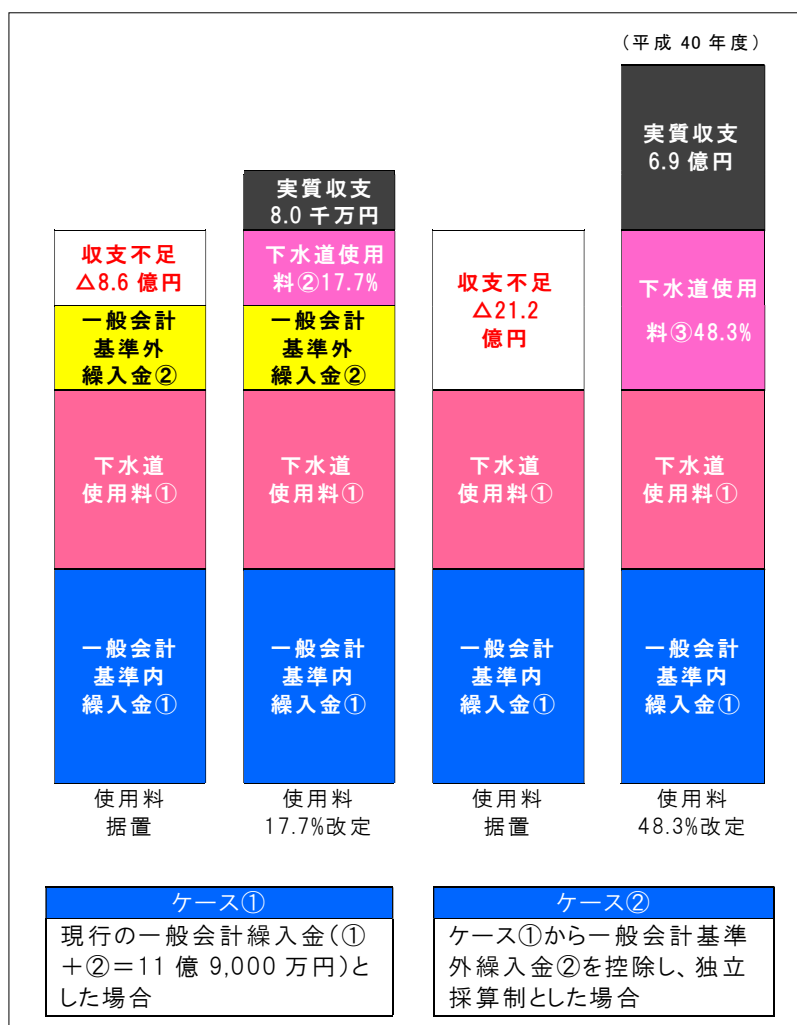


図 5-2 収支均衡比較のイメージ

(4) 投資・財政計画（収支計画）

区 分		年 度		前々年度	前年度	(決算値) 平成29年	(決算見込み) 平成30年	
		前年度	前年度					
収益的 収入	1 総 収 入 (A)			1,702,648	1,669,882	1,711,029	1,765,941	
	(1) 営 業 収 入 (B)			1,109,036	1,030,630	976,646	968,936	
	ア 料 金 収 入			679,321	687,615	688,326	679,863	
	イ 雨 水 処 理 負 担 金			417,443	326,685	272,629	279,187	
	ウ 受 託 工 事 収 益 (C)			0	0	0	0	
	エ その他			12,272	16,330	15,691	9,886	
	(2) 営 業 外 収 入 (D)			593,612	639,252	734,383	797,006	
	ア 国 庫 補 助 金			500	150	6,600	0	
	イ 都 道 府 県 補 助 金			0	0	0	0	
	ウ 他 会 計 繰 入 金			592,818	638,919	727,671	797,002	
	エ その他			294	183	112	4	
	収益的 支出	2 総 費 用 (D)			952,397	859,771	838,716	862,285
		(1) 営 業 費 用 (E)			511,564	455,217	469,714	525,248
		ア 職 員 給 与 費			43,617	46,639	42,753	67,430
		うち 退 職 手 当			0	0	0	23,615
イ 受 託 工 事 費				0	0	0	0	
ウ その他				467,947	408,578	426,961	457,818	
(2) 営 業 外 費 用 (F)				440,833	404,554	369,002	337,037	
ア 支 払 利 息				440,833	404,554	369,002	337,037	
地 方 債 利 息				440,361	404,113	368,750	336,837	
そ の 他 借 入 金 利 息				472	441	252	200	
イ その他				0	0	0	0	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)				750,251	810,111	872,313	903,657	
資本的 収入		1 資 本 的 収 入 (F)			1,528,560	1,644,666	1,805,835	1,558,856
		(1) 地 方 債			1,132,600	1,203,400	1,371,800	1,135,500
		(2) 他 会 計 補 助 金			163,965	194,396	160,700	150,915
	(3) 他 会 計 借 入 金			0	0	0	0	
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金			0	0	0	0	
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金			213,500	229,850	243,400	250,000	
	(6) 工 事 負 担 金			18,449	16,365	27,696	21,907	
	(7) その他			46	655	2,239	535	
	資本的 支出	2 資 本 的 支 出 (G)			2,308,280	2,435,573	2,684,910	2,515,822
		(1) 建 設 改 良 費			739,588	853,489	1,084,143	865,039
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)			1,568,692	1,582,084	1,600,767	1,650,783
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金			0	0	0	0
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金			0	0	0	0
	(5) その他			0	0	0	0	
	3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)			△ 779,720	△ 790,907	△ 879,075	△ 956,965	
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)			△ 29,469	19,204	△ 6,762	△ 53,309		
積 立 金 (K)			0	0	0	0		
前 年 度 からの 繰 越 金 (L)			0	0	0	△ 12,727		
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)			0	29,469	9,365	0		
収 益 的 収 支 に 充 て た 地 方 債				900	3,400			
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)			△ 29,469	△ 9,365	△ 12,727	△ 66,036		
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)			0	0	0	0		
実 質 収 支 黒 字 (P)			0	0	0	0		
(N)-(O) 赤 字 (Q)			△ 29,469	△ 9,365	△ 12,727	△ 66,036		
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)			△ 2.66	△ 0.91	△ 1.30	△ 6.82		
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)			67.54	68.39	70.14	70.27		
地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)								
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)			0	0	0	0		
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (T)								
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)								
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 により 算 定 し た 規 模 (V)								
健 全 化 法 第 22 条 により 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V)×100)			0	0	0	0		
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)								
地 方 債 残 高 (X)			19,685,227	19,307,443	19,081,876	18,566,593		
○他会計繰入金								
区 分		年 度		前年度 〔 決 算 〕 算 入	前年度	(決算値) 平成29年	(決算見込み) 平成30年	
		前年度	前年度					
収 益 的 収 支 分	うち 基 準 内 繰 入 金 (収 益 的)			1,010,261	965,604	1,000,300	1,076,189	
	うち 基 準 外 繰 入 金 (収 益 的)			975,581	930,258	965,822	1,039,095	
	うち 基 準 外 繰 入 金 (収 益 的)			34,680	35,346	34,478	37,094	
資 本 的 収 支 分	うち 基 準 内 繰 入 金 (資 本 的)			163,965	194,396	160,700	150,915	
	うち 基 準 内 繰 入 金 (資 本 的)			142,180	144,258	143,018	132,736	
	うち 基 準 外 繰 入 金 (資 本 的)			21,785	50,138	17,682	18,179	
合 計				1,174,226	1,160,000	1,161,000	1,227,104	
1㎡あたり使用料 (円/㎡) ※料金収入/有収水量				146.4	146.6	146.3	143.0	
経費回収率 (維持管理費+資本費)				84.72	84.84	97.05	83.80	

※この収支計画は、収支ギャップを一般会計基準外繰入金で補填することで収支を均衡させています。

(単位：千円、96)									
経営戦略計画期間									
平成31年	平成32年	平成33年	平成34年	平成35年	平成36年	平成37年	平成38年	平成39年	平成40年
1,685,847	1,688,672	1,688,482	1,688,306	1,688,131	1,687,955	1,685,648	1,685,472	1,685,267	1,685,092
1,025,277	1,080,560	1,070,099	1,082,557	1,088,594	1,075,379	1,062,039	1,064,482	1,067,262	1,059,509
694,984	697,809	697,619	697,443	697,268	697,092	696,902	696,726	696,521	696,346
315,529	367,987	357,716	370,350	376,562	363,523	350,373	352,992	355,977	348,399
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14,764	14,764	14,764	14,764	14,764	14,764	14,764	14,764	14,764	14,764
660,570	608,112	618,383	605,749	599,537	612,576	623,609	620,990	618,005	625,583
2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	383	383	383	383
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
657,874	605,416	615,687	603,053	596,841	609,880	623,030	620,411	617,426	625,004
196	196	196	196	196	196	196	196	196	196
828,219	797,350	793,102	818,094	819,230	822,586	824,389	830,828	839,531	850,350
519,126	511,753	523,407	562,333	574,536	587,023	596,801	609,876	623,256	636,948
58,893	59,776	60,673	61,583	62,507	63,444	64,396	65,362	66,343	67,338
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
460,233	451,977	462,734	500,750	512,029	523,578	532,405	544,514	556,914	569,611
309,093	285,597	269,694	255,761	244,694	235,563	227,589	220,952	216,274	213,402
309,093	285,597	269,694	255,761	244,694	235,563	227,589	220,952	216,274	213,402
308,893	285,397	269,494	255,561	244,494	235,363	227,389	220,752	216,074	213,202
200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
857,628	891,322	895,380	870,212	868,901	865,369	861,259	854,644	845,736	834,742
1,881,142	2,915,500	2,875,321	3,081,432	3,042,675	2,741,796	2,492,191	2,460,811	2,396,003	2,202,517
1,388,400	2,081,500	1,998,360	2,143,660	2,086,200	1,852,680	1,618,220	1,531,660	1,512,600	1,358,820
216,597	294,020	257,031	263,904	303,607	295,248	337,049	383,229	342,481	328,775
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
247,500	507,500	582,500	632,500	611,500	552,500	500,617	509,617	504,617	478,617
27,665	31,500	36,450	40,388	40,388	40,388	35,325	35,325	35,325	35,325
980	980	980	980	980	980	980	980	980	980
2,765,068	3,714,488	3,770,702	3,951,645	3,911,576	3,607,165	3,353,450	3,315,455	3,241,740	3,037,259
1,050,664	2,031,102	2,290,018	2,486,748	2,459,194	2,212,056	2,035,534	2,070,328	2,031,538	1,938,865
1,714,404	1,683,386	1,480,684	1,464,897	1,452,382	1,395,109	1,317,916	1,245,127	1,210,202	1,098,394
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
△ 883,926	△ 798,988	△ 895,380	△ 870,212	△ 868,901	△ 865,369	△ 861,259	△ 854,644	△ 845,736	△ 834,742
△ 26,298	92,334	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
△ 66,036	△ 92,334	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
△ 92,334	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
△ 92,334	0	0	0	0	0	0	0	0	0
△ 9.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
66.30	68.07	74.26	73.95	74.31	76.11	78.68	81.19	82.22	86.47
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18,240,589	18,638,703	19,156,380	19,835,143	20,468,961	20,926,532	21,226,836	21,513,370	21,815,768	22,076,195

(単位：千円)									
経営戦略計画期間									
平成31年	平成32年	平成33年	平成34年	平成35年	平成36年	平成37年	平成38年	平成39年	平成40年
973,403	973,403	973,403	973,403	973,403	973,403	973,403	973,403	973,403	973,403
936,309	939,404	938,798	939,543	939,910	939,140	938,364	938,519	938,695	938,248
37,094	33,999	34,605	33,860	33,493	34,263	35,039	34,884	34,708	35,155
216,597	294,020	257,031	263,904	303,607	295,248	337,049	383,229	342,481	328,775
137,568	131,826	136,223	134,770	133,619	128,350	121,248	114,552	111,339	101,052
79,029	162,194	120,808	129,134	169,988	166,898	215,801	268,677	231,142	227,723
1,190,000	1,267,423	1,230,434	1,237,307	1,277,010	1,268,651	1,310,452	1,356,632	1,315,884	1,302,178
142.9	142.9	142.9	142.9	142.9	142.9	142.9	142.9	142.9	142.9
78.45	77.77	79.98	77.41	76.22	74.80	73.80	72.25	70.25	69.86

5.3 投資財政計画に未反映な取組や今後検討予定の取組の概要

平成 45 年度（2033 年度）までの具体的な中期的計画を保持しているため、未反映な投資計画はありません。今後の取組みとして、継続して汚水管路と雨水管路の整備を実施するとともに既設管路及びポンプ場の老朽化対策及び耐震化事業を実施します。

なお、本市は平成 31 年 4 月 1 日から地方公営企業法を一部適用します。このため、平成 31 年度には本経営戦略を企業会計版に改定し、投資財政計画を法適用後の形式に更新する予定です。

6 経営戦略の事後検証・更新等

経営戦略は策定して終わりではなく、「計画策定（Plan）－実施（Do）－検証（Check）－見直し（Action）」のサイクルを的確に回し、「安全で快適な下水道サービスを持続的・安定的に提供する」ことができるよう経営戦略に基づく取組みを進めていきます。

(1) 進捗管理（モニタリング）

毎年度の決算確定後に、経営戦略の目標達成状況を評価するとともに、直近の決算状況等を反映した財政計画と当初財政計画を比較することにより、翌年度の事業に反映するなど、進捗管理をとおして、実態に合わせた改善策を検討していくというPDCAサイクルの一連の流れにより、実態に合わせた改善策を検討していきます。

(2) 見直し（ローリング）

少なくとも5年おきに、経営戦略を見直して改定を行います。計画の見直しに当たっては、計画と実績との乖離及びその原因を分析するとともに、SM計画に基づいた点検・調査結果等を参考にして、更新・維持管理のための目標や施策、計画数値、実施体制等についての見直しも行います。

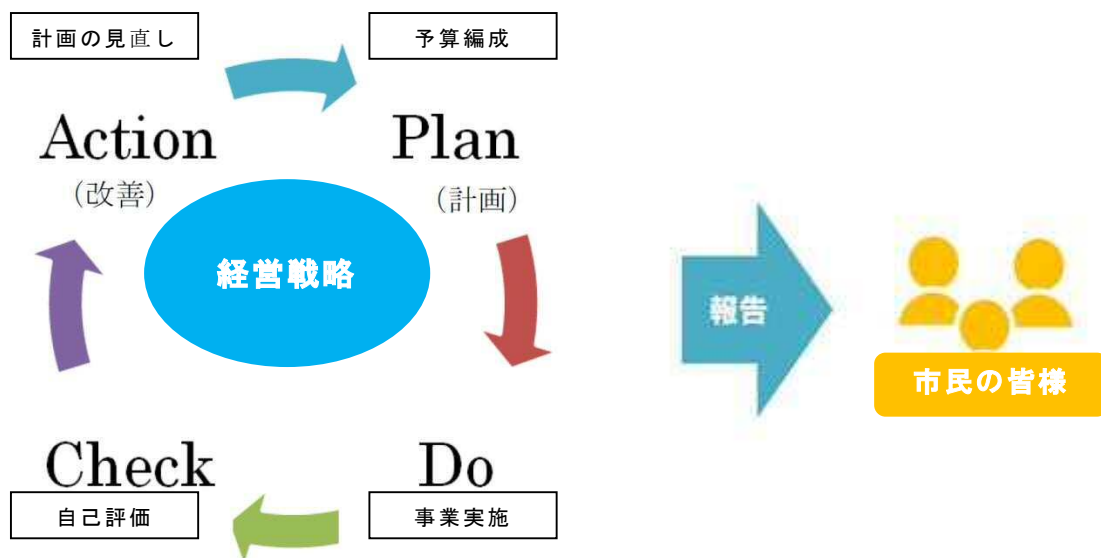


図 6-1 PDCA サイクル

7 巻末資料

(1) 用語集

用語と解説	初掲載ページ
あ行	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 赤字比率 営業収益（受託工事収益を除く）に対する赤字の比率 	5-4
<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般会計 市の基本的な会計 	2-7
<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般会計繰入金 市の一般会計歳出予算で計上された下水道事業特別会計へ繰出すお金（市民の税金） 支出する側（一般会計）では繰出金、収入する側（下水道事業会計）では繰入金と呼ぶ 	2-7
<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業外収益 預金等の金融財務活動や、その他主たる営業活動以外の原因が生じる収益 	5-6
<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業外費用 資金調達等の金融財務活動や、その他主たる営業活動以外の原因から生じる費用 	5-6
<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業収益 下水道使用料等、主たる営業活動から生じる収益 	2-11
<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業費用 下水道施設の維持管理費等、主たる営業活動から生じる費用 	5-6
<ul style="list-style-type: none"> ・ 汚水 一般家庭、事業所、事業場（耕作の事業を除く）、工場等から生活、営業並びに生産活動によって排出される排水 	1-1
<ul style="list-style-type: none"> ・ 汚水処理原価 下水道経営の効率性を表す指標で、低いほど良いとされ、有収水量 1 m³当たりの汚水処理費を示す 	2-13
<ul style="list-style-type: none"> ・ 汚水処理費 汚水処理に要する費用で、維持管理費と資本費から成る 	2-7
か行	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 管渠 給水・排水を目的として作られる水路全体を指すが、主に開渠と暗渠の総称として使われる 	3-3
<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準外繰入金 財源不足を補填するための、繰出基準以外の一般会計繰入金 	2-8
<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準内繰入金 国の繰出基準に基づく一般会計繰入金 	2-8
<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本料金 基本となる一定の水量を設定し、その水量までの使用料を基本水量使用料金として定額とするもの 	2-7
<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政区域 行政を行う上での地域区分の単位のことを幅広く指す表現で、「都」「道」「府」「県」「市」「区」「町」「村」等の区分が行政区域に該当 	2-3

<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政人口 行政区域内の人口（住民基本台帳人口） 	2-5
<ul style="list-style-type: none"> ・ 繰出基準 総務省から各地方公共団体へ通知される、基準内繰入金と基準外繰入金を区分するための基準 	2-8
<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道使用料収入 汚水の処理に係る費用について排水量に応じて下水道使用者より徴収した収入 	1-1
<ul style="list-style-type: none"> ・ 経費回収率 汚水処理に要した費用に対する使用料収入による回収程度を示す指標 汚水処理に係る全ての費用は使用料によって賄うことが原則となっている 	2-10
<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設改良 下水道事業に必要な設備の建設又は改良 	5-1
<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共用水域 河川・湖沼等の公共の用に供される水域 	2-1
<ul style="list-style-type: none"> ・ 合流式下水道 汚水・雨水を分離することなく同一の管渠（合流管という）で排除する方式 	2-3
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国庫補助金 特定の施策を奨励するため、あるいは財政を援助するために国が地方公共団体に交付する資金 	3-2
さ行	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市街化区域 すでに市街地を形成している区域や、おおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を促進する区域 	2-3
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市街化調整区域 豊かな自然環境や農地などを守るとともに、無秩序な土地利用を防ぐため、市街化を抑制する区域 	2-3
<ul style="list-style-type: none"> ・ 資本的収支 下水道施設の建設改良や財務活動で発生する収入と支出 	5-6
<ul style="list-style-type: none"> ・ 資本費 地方債の利息と地方債の元金償還金 	2-7
<ul style="list-style-type: none"> ・ 資本費平準化債 地方債の元金償還金の一部を後年度に繰り延べるための地方債（企業債）元金償還金の償還期間と下水道施設の耐用年数が異なっているために発行が認められている 	2-10
<ul style="list-style-type: none"> ・ 収益的収支 下水道施設の維持管理等の経営に関する収益と費用 	2-10
<ul style="list-style-type: none"> ・ 収益的収支比率 下水道使用料収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す 	2-10
<ul style="list-style-type: none"> ・ 実質収支 歳入歳出の差引額（形式収支）から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた収支 	5-4
<ul style="list-style-type: none"> ・ 処理区域内人口 供用開始公示済区域内人口 	2-2
<ul style="list-style-type: none"> ・ 水洗化人口 水洗化工事を完了し、下水道を利用している人口 	2-6
<ul style="list-style-type: none"> ・ 水洗化率 	2-6

処理区域内人口に対する水洗化人口の割合を示す指標	
・ストックマネジメント計画 長期的な視点で下水道施設全体の維持管理を最適化するための計画 リスク評価等に優先順位付けを行ったうえで、下水道施設の調査・点 検、修繕・改築計画を取りまとめたもの本市においては平成 30 年 3 月に「藤井寺市公共下水道事業ストックマネジメント基本計画」を、 平成 31 年 3 月に「藤井寺市公共下水道事業ストックマネジメント実 施計画」を策定している	1-1
・整備済人口普及率 行政区域のうちどの程度公共下水道の整備が完了しているかを判断 する指標	2-5
・総収益 その期の営業活動に伴う収益 ・営業収益（料金収入等） ・営業外収益（受取利息・他会計補助金等）	2-10
・総費用 その期の営業活動に伴う費用 ・営業費用（人件費・物件費等） ・営業外費用（支払利息等）	2-10
た行	
・地方公営企業法 水道事業、下水道事業など地方公共団体の経営する企業（地方公営企 業）の組織・財務・職員の身分について定めた法律 本市では、平成 31 年度にこの法律の財務・会計等について適用（一 部適用）を行う この法律の適用により、会計方式が単式簿記から複式簿記となるた め、経営状況等をよりの確に把握できるようになる	3-1
・地方債（企業債） 地方公共団体が資金の借入れによって負う一年を超える債務で、返済 時に利子をつけて返済しなければならない借金 下水道施設の建設、改良等に要する経費に充てる下水道事業債や資本 費平準化債などがある 一般的に地方公営企業法適用後は「企業債」と呼ぶ	2-7
・地方債残高（企業債残高） 地方債（企業債）の年度末残高	2-10
・地方債残高対事業規模比率（企業債残高対事業規模比率） 下水道使用収入に対する地方債（企業債）残高の割合であり、地方債 （企業債）残高の規模を示す	2-10
・地方債償還金 地方債（企業債）の返済額	2-7
は行	
・排水区 下水道管理者が定める下水道の雨水計画において整備する対象区域 であり、雨水を排除する施設の整備により浸水の排除を図る区域	2-4
・分流式下水道 汚水と雨水を別々の管渠に集めて排除する下水道のこと	2-3
・平均改定率 各水量区分における使用料単価の改定率を全水量区分で平均したも の	2-7
・雨水ポンプ場	2-4

大雨が降った時に雨水を汲み上げて河川等に放流し、市街地の浸水被害を防ぐ施設	
ま行	
<ul style="list-style-type: none"> ・ マンホールポンプ 下水道のマンホールの中に設置されているポンプで、地形等の理由により汚水を自然に処理場に向かって流すことのできない場所を、このポンプにより自然に流れる場所まで汚水を送る設備 	3-3
<ul style="list-style-type: none"> ・ 水みらいセンター 下水道終末処理場のことで、下水道管渠にて収集された汚水をきれいに浄化し、河川等へ放流する 	2-2
<ul style="list-style-type: none"> ・ 未普及地域 下水道が整備されていない地域 	1-1
や行	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 有収水量 下水道使用料収入の対象となる使用水量のこと 	2-5
ら行	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 流域下水道 二つ以上の市町村にまたがる下水を処理するための下水道で、幹線管渠・ポンプ場・終末処理場から構成される 	2-2
<ul style="list-style-type: none"> ・ 流域関連公共下水道 終末処理場は保有しない公共下水道で、汚水の処理は流域下水道で処理される流域下水道へ接続するまでの管渠を市町村が主体となっていく最も一般的な下水道 	2-2

(2) 投資事業と財源の見通し

		H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	H36 (2024)	
投資事業費合計		1,050,664	2,031,102	2,290,018	2,486,748	2,459,194	2,212,056	
投資事業費内訳	下水道整備事業	952,264	1,517,102	1,701,118	1,892,148	1,927,194	1,928,256	
	ポンプ場ストックマネジメント事業	27,400	270,000	272,900	274,600	260,000	247,800	
	ポンプ場耐震化事業	44,000	230,000	290,000	294,000	230,000	0	
	管路ストックマネジメント事業	6,000	5,000	5,000	5,000	5,000	36,000	
	その他事業(計画策定業務等)	21,000	9,000	21,000	21,000	37,000	0	
財源合計		996,365	1,968,200	2,173,510	2,407,348	2,370,488	2,146,068	
財源	国庫補助金	250,000	510,000	585,000	635,000	614,000	555,000	
	地方債	718,700	1,426,700	1,552,060	1,731,960	1,716,100	1,550,680	
	地方債内訳	下水道整備事業	673,700	1,110,500	1,237,000	1,372,400	1,401,200	1,408,600
		ポンプ場ストックマネジメント事業	12,600	144,000	142,560	156,960	144,000	142,080
		ポンプ場耐震化事業	32,400	172,200	172,500	202,600	170,900	0
		管路ストックマネジメント事業	0	0	0	0	0	0
	受益者負担金	27,665	31,500	36,450	40,388	40,388	40,388	

H37 (2025)	H38 (2026)	H39 (2027)	H40 (2028)	H41 (2029)	H42 (2030)	H43 (2031)	H44 (2032)	H45 (2033)
2,035,534	2,070,328	2,031,538	1,938,865	2,098,209	2,103,570	1,312,448	1,205,344	1,196,858
1,704,334	1,705,428	1,706,538	1,707,665	1,708,809	1,667,970	1,039,148	1,040,344	1,041,558
254,200	277,900	289,000	225,200	262,400	258,600	107,300	29,000	28,300
0	0	0	0	0	0	0	0	0
56,000	66,000	36,000	6,000	106,000	156,000	166,000	136,000	106,000
21,000	21,000	0	0	21,000	21,000	0	0	21,000
1,930,945	1,943,385	1,969,825	1,873,145	2,011,565	2,005,185	1,217,392	1,165,192	1,125,192
501,000	510,000	505,000	479,000	517,000	530,000	318,000	288,000	279,000
1,394,620	1,398,060	1,429,500	1,358,820	1,459,240	1,439,860	880,800	858,600	827,600
1,251,100	1,255,500	1,248,700	1,241,700	1,244,000	1,224,700	762,900	749,400	749,800
143,520	142,560	158,400	117,120	140,640	140,160	43,200	14,400	4,800
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	22,400	0	74,600	75,000	74,700	94,800	73,000
35,325	35,325	35,325	35,325	35,325	35,325	18,592	18,592	18,592

-memo-

**藤井寺市公共下水道事業
経営戦略**

平成 31 年（2019）3 月

藤井寺市都市整備部下水道総務課 Tel 072-939-1111 Fax 072-939-9505
